

2015年（平成27年）11月17日

放送人権委員会決定 第55号
「謝罪会見報道に対する申立て」
— 勸告 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「謝罪会見報道に対する申立て」に関する委員会決定 — 勸告 —

申立人 佐村河内 守
被申立人 株式会社TBSテレビ

苦情の対象となった番組

『アッコにおまかせ!』

放送日時 2014年3月9日（日）午前11時45分～午後0時54分

【決定の概要】	2 ページ
【本決定の構成】	
I 事案の内容と経緯	4 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	
2. 論点	
II 委員会の判断	5 ページ
1. 本件放送で摘示された事実と名誉毀損の成否	
2. 本件放送の公共性・公益目的	
3. 本件放送の真実性・相当性	
4. 放送倫理上の問題	
III 結論	17 ページ
IV 放送内容の概要	34 ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	42 ページ
VI 申立ての経緯および審理経過	46 ページ

【決定の概要】

TBSテレビの情報バラエティー番組『アッコにおまかせ!』は2014年3月9日の放送で、佐村河内守氏が自分の名義で発表してきた楽曲について新垣隆氏が作曲に関与していたことを謝罪する記者会見を取り上げた。この中で、佐村河内氏の聴覚障害について、会見のVTRや出演者のやり取りなどで、「検証」と「論評」を行ったとしている。

この放送について、佐村河内氏は「健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装って会見に臨んだ」との印象を与えるもので、名誉を著しく侵害されたとして委員会に申し立てた。

委員会は、申立てを受けて審理し、本件放送には申立人の名誉を毀損する人権侵害があったと言わざるをえないと判断した。

まず、本件放送によってどのような事実が摘示されたかについて、申立人の指摘する問題点を中心に、以下の検討を行った。①謝罪会見の際に申立人が配布した聴力に関する診断書に記載された検査結果について、本件放送が客観的な検査については十分に言及せず、むしろ自己申告制の検査であることを強調するなどして、一般視聴者に対し、診断書の検査結果の信頼性が低いという印象を与えた。②アナウンサーが「普通の会話は完全に聞こえる」との説明を行い、申立人には健常者と同等あるいはそれに近い聴力があるとの印象を与えたが、その説明は不適切であった。③本件放送が紹介した専門家の所見のうち、「通常の会話は比較的良好に聞こえているはず」とする部分は、②の印象を裏付け強化するものであり、詐聴の可能性を指摘する部分は、①と同様、検査結果の信頼性が低いことを印象付ける。④「普通に会話が成立」というナレーションとテロップが付されて放送された本件謝罪会見のVTR部分は、申立人が謝罪会見の際、手話通訳なしに会話を交わすことが可能であったという事実を端的に摘示するものである。

以上、④を中心としつつ、①から③をも総合して一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すれば、本件放送において「申立人は、手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」という摘示事実が認められ、これは申立人の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損する。

名誉を毀損するような放送であっても、放送によって摘示された事実が公共の利害に関わり、かつ、主として公益目的によるものであって、当該事実が真実であるか又は真実と信じることに相当の理由がある場合には、結論的には名誉毀損には当たらない。この点について、本件摘示事実については公共性があり、また、本件放送

には公益目的があったと言えるが、TBSによる真実性の立証はない。さらに、相当性については、上記④に関し、放送されたVTR部分に先立つやり取りを踏まえた対応にすぎない可能性が十分にあり、また、謝罪会見を取材していたスタッフはこのようなやり取りについては承知していたはずであること、等から相当性も認められない。

以上より、本件放送は名誉毀損に該当すると言わざるをえない。

また、一般に、人権侵害を生じさせた放送は当然に放送倫理上の問題が存することになるが、本件放送に関して、委員会は、このような放送がなされてしまった背景に、TBSが申立人に対する否定的な評価の流れに棹さすごとく番組制作を行ったことがあるのではないかと考える。具体的には、事実をありのままに伝えること、専門性の高い情報を正確に伝えること、出演者への事前説明の努力、障害に触れる際の配慮の必要性、以上4点において放送倫理上の問題を指摘することができ、それらは決して軽視されるべきものではない。

バラエティー番組であっても、本件放送のような情報バラエティー番組には、事実を事実として正確に伝えることも求められる。とりわけ、本件放送は、聴覚障害という一般視聴者の予備知識が乏しい専門的なテーマに関するものであることから、番組による不正確な説明内容によって視聴者が容易に誘導されうることに配慮が必要であった。こうした問題は、本件放送が聴覚障害という人権に関わるセンシティブなテーマに触れるものであったことからすれば、より深刻である。

委員会は、被申立人であるTBSテレビに対し、本決定の主旨を放送するとともに、情報バラエティー番組において障害をはじめとする人権に関わる専門的な内容を含むテーマを取り扱う場合のあり方について社内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する。

なお、本決定には結論を異にする2つの少数意見がある。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

2014年3月7日、佐村河内守氏は自分の名義で発表してきた楽曲について新垣隆氏が作曲に関与していたことを謝罪する記者会見を行った。TBSテレビ（以下、「TBS」という）の情報バラエティー番組『アッコにおまかせ!』は、2日後の3月9日の放送でこの謝罪会見を取り上げ、この中で佐村河内氏の会見のVTRを紹介し、同氏の聴覚障害についてパネルなどを用いながら司会者やタレント、お笑い芸人らがやり取りを繰り広げた（以下、「本件放送」という）。

この放送について、佐村河内氏は5月にTBSに「苦情申し入れ」を送り、事実と反する放送で名誉権が著しく侵害されたとして、謝罪・訂正と放送内容を正確に把握するために当該番組の視聴を請求した。佐村河内氏側は同番組を視聴後、再び同趣旨の「苦情申し入れ」をTBSに送った。これに対して、TBSは本件放送に「苦情申し入れ」が指摘するような事実はないと回答する書面を返送した。

佐村河内氏は8月26日付で委員会に申立書を提出した。申立書は、本件放送は事実と反する放送であり、「申立人が聴覚障害者であるかのように装って記者会見に臨んだとの印象を与えたものであるから、申立人の名誉を著しく侵害するものであると共に、申立人と同程度の聴覚障害のハンディキャップを持つ者に対して社会生活上深刻な悪影響を与えた」としてTBSに謝罪・訂正を求めている。

これに対して、TBSは委員会に提出した「経緯と見解」において、放送内容は、「重大な社会的関心事で、聴覚障害者に対する誹謗や中傷も生んだ申立人の聴覚障害についての検証と論評」で、申立人に聴覚障害がないと断定したのもでもなく、放送に申立書が指摘するような誤りはなく、申立人の名誉を傷つけたものではない等と主張した。

委員会は2014年10月21日の第213回委員会において、本件申立ては委員会運営規則第5条1項が定める取り扱い基準を満たしているとして、審理入りを決めた。

2. 論点

委員会が主な論点として取り上げたのは以下のとおりである。

- ① 本件放送で摘示された事実と名誉毀損の成否
- ② 本件放送の公共性・公益目的
- ③ 本件放送の真実性・相当性
- ④ 放送倫理上の問題

II 委員会の判断

1. 本件放送で摘示された事実と名誉毀損の成否

(1) 判断の方法について

本件放送では、2014年3月7日の申立人の謝罪会見の様相、ならびにこの会見の際の申立人の聴覚障害をめぐるやり取りが取り上げられており、審理では、これに関する名誉毀損の成否、すなわち本件放送が申立人の社会的評価を低下させ、名誉を毀損したといえるかが問題となった。そこでまず、その前提として、本件放送でどのような事実が摘示されたのかについて検討する必要がある。

この点について申立人は、「申立人は、手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」との印象を与えるものだと主張する。他方、TBSは、「独自の視点で申立人の聴覚障害について『検証』と『論評』を行」ったものであり、「申立人には聴覚障害がなく、謝罪会見で手話通訳が不要であったと断定したものではありません」とする。

どのような事実が摘示されたのかについての検討にあたっては、当該放送の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断する（最高裁第一小法廷平成15年10月16日判決「所沢ダイオキシン報道事件」民集57巻9号1075頁参照）。この際、一般視聴者が聴覚障害に関する予備知識に乏しいことにも留意が必要である。

以下の検討では、申立人の主張する本件放送の問題点を中心に検討を行い、これらを総合して本件放送でどのような事実が摘示されたのかを判断する。

なお、聴覚障害に関する専門的知識に関し、厚生労働省の「聴覚障害の認定方法に関する検討会」の構成員を務めた三井記念病院耳鼻咽喉科部長の奥野妙子医師の意見を聴いた。

(2) 申立人の主張する個別の問題点について

① 聴力検査の結果に関する説明方法等

まず、申立人は、同人が「本件謝罪会見時に配布した診断書における『純音聴力検査』について、実際には本人の意思に左右されない脳波によるABR検査であったにも関わらず、その事実を全く説明しない上」、出演者の1人が、「『私も先日聴力検査をやったが、聞こえないふりをして嘘をつこうと思えばごまかせる検査だった』旨の

発言を行った際にも何の訂正や補足説明も行われなかった」と主張している。

これについては、TBSも主張するとおり、申立人の主張には、純音聴力検査（ヘッドホンから流される音に対して、聞こえたら自分でボタンを押して申告する聴力の検査）とABR検査（聴性脳幹反応検査：耳と頭部等に電極を取り付け、ヘッドホンから音が聞こえると脳が反応して脳波に変化が生じることによる聴力の検査）とは全く別の検査であるにもかかわらず両者を同一視しているようにも思われる部分がある。しかし、放送後になされた申立人の主張にそのような混同があったとしても、それによって本件放送の内容が変わるわけではなく、また、申立人が別の箇所述べているように、申立人の主張は「本件放送は、一般の視聴者に対して、『申立人の聴力検査は同人の意思でどのようにでも嘘を付けるような検査だった』と誤解させる内容の放送であった」という趣旨のものと理解することができる。

この点について検討すると、まず、診断書には、自己申告ではなく脳波の変化によって聴力を調べる検査であって、被験者の意思に左右されないという意味で客観性を有するABR検査等の結果の記載もあった。それにもかかわらず、アナウンサーによる検査結果の説明においては、ABR検査についての説明は十分に行われていない。むしろ自己申告制の検査であることが強調されて、総合所見として聴覚障害に該当しないという説明が行われている。そしてそれを受けて、女性タレントが「自分でボタン押すだけだから、嘘つける」などと発言しており、やはり、自己申告に基づいて診断書が作成されたものであるという印象を強めている。

なお、後述の原晃医師の所見の紹介の際になされた語音聴力検査（ことばをどのくらい聞き取れるかを調べる検査）の説明においても、自己申告制であることが強調されている（スタジオに設置されたパネルにも自己申告制である旨が赤字で記載されている）。

このような一面的な説明の仕方は、上記のような出演者の発言とも相まって、予備知識に乏しい一般視聴者に対し、申立人の受けた検査は不正が可能なものであり、したがって検査結果の信頼性が低いものであることを印象付けるものといえる。

② 「騒音の大きさ一覧表」を用いた申立人の聴覚に関する説明方法等

次に、申立人は、「本件放送では『60dB 普通の会話は聞こえる』というフリップが出されていたが、これも感音性難聴の障害に関して明らかに誤った情報を伝えるもの」と主張している。

この主張は、申立人の聴覚の状態を説明するために用意された「騒音の大きさ一覧表」と題するフリップとその説明に対するものである。このフリップは、騒音レベルを分かりやすく説明するため、それぞれの騒音レベルに対応する日常生活の中での例を一覧表にしたものである（ただし、聴覚の程度の説明のためのものではなく、騒音

規制に関して岡山県が作成した表に基づくものである)。そこでは、60 dBは「普通の会話」、50 dBが「静かな事務所」、40 dBが「図書館」、30 dBが「ささやき声」に相当するとされる。また、この一覧表に付記する形で、50 dBの欄の右脇に「佐村河内氏の左耳の聴力 51.3 dB」、また、40 dBの欄の右脇に「佐村河内氏の右耳の聴力 48.8 dB」という記載がそれぞれなされている。

アナウンサーは、この一覧表に基づいて「普通の会話は完全に聞こえる」と説明している。具体的には、「佐村河内氏は40、60という数字がさっき出てきましたけれども、この60というのは普通の会話が聞こえるという、で、この30 dBがささやき声。ですから、この佐村河内氏は、それぞれ51.3、48.8ということで、この間。いわゆる普通の会話は完全に聞こえるんですね。」という発言である。

ここで、「40、60」はABR検査の数値を、「51.3、48.8」は純音聴力検査の数値を指している。アナウンサーは、純音聴力検査の数値を見て、申立人は50 dB前後の音であれば聞こえるとの理解のもと、「普通の会話」が60 dBであることから、「普通の会話は完全に聞こえる」と説明したものと考えられる。しかし、前述のとおり、フリップに示されているのは騒音の大きさの一覧表であって、単純に数値を比較して聴覚障害の程度（完全に聞こえるかどうか）の判断に当てはめることは不適切である。

さらに、実際には、これらの検査結果については、TBSが再答弁書で認めるとおり、申立人が中程度の難聴であるとする医師の見解もあるから、「普通の会話は完全に聞こえる」という説明は不正確であり、適切でない。

また、聴覚障害には、大別すると、音が小さく聞こえてしまう伝音性難聴と歪んで聞こえる感音性難聴との2種類があり、診断書によれば、申立人の難聴は后者である。しかし、本件放送では、この点への十分な言及がないまま、「普通の会話は完全に聞こえる」と結論付けているが、説明としては不正確であろう。TBSは、番組が行ったのは純音聴力検査についての検証であり、感音性難聴についてはではないとするが、申立人は感音性難聴と診断されているのであるから、前者についてのみ検証を行うというのは不適切である。

さらに、TBSは、感音性難聴という専門用語ではないが、「歪んで聞こえる」といった表現は何度も使っていると主張する。しかし、視聴者の予備知識が不十分であることからすれば、音が歪んで聞こえ、言葉が理解できないという症状（感音性難聴）が実際に存在するという一般論を説明した上でなければ、こうした表現の意味は視聴者には正しく理解されないと思われる。そもそも、「歪んで聞こえる」といった発言は主に出演者によるものであるが、その際の声の抑揚や表情を併せて見れば、必ずしもそれを信じて文字通りの意味で発言しているわけではないと思われる。

なお、放送順では以上の部分より前の部分であるが、同じくアナウンサーの説明の

仕方に関する問題として、次の点も指摘しておきたい。診断書の「総合所見」として「聴覚障害に該当しない」と記載されていることをアナウンサーが説明したのを受けて、出演者から「ということは、聞こえてるってこと？」という発言があった。しかし、この「聴覚障害に該当しない」という所見は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受ける基準を充たさないという判断にとどまり、直ちに健常者と同等の聴力を有することを意味するわけではない。しかし、アナウンサーからはこの点の説明はなかった。

以上で指摘したような説明の仕方からは、「普通の会話は完全に聞こえる」というアナウンサーの発言がなされたことと相まって、一般視聴者に対し、申立人には健常者と同等あるいはそれに近い聴力があるとの印象を与えるものである。

③ 原医師による所見の説明等が与える印象

本件放送では、「騒音の大きさ一覧表」と題するフリップをめぐるやり取りに続いて、原医師による所見として、アナウンサーが「通常の会話は比較的よく聞こえているはず。そのため、手話通訳は必要ないと思われます。」と説明している。

これについて申立人は、この所見は謝罪会見時に手話通訳が不要であったことの根拠にはならないとしているが、TBSも、手話通訳が不要という原医師の所見は診断書に基づくもので、謝罪会見について述べたものではないとしており、この所見が謝罪会見時に関するものではないという点では両者の主張に実質的な相違はないと言える。

ところで、原医師によるこの所見は、一定の難聴があることを前提にしつつ、手話通訳までの必要はないという趣旨とも考えられる。しかし、本件放送においては、②で指摘したように、「普通の会話は完全に聞こえる」という説明が既になされていたために、一般視聴者には、原医師の所見が、上記の趣旨を超えて「普通の会話は完全に聞こえる」という説明を裏付けるものとして捉えられた可能性がある。

また、アナウンサーによる原医師の所見の説明を受けて、謝罪会見当日にテレビ中継を見ていたという司会の和田アキ子氏が「それを、ほんとテレビ朝日に出演された望月先生がはっきりおっしゃってた。記者会見の時に、生放送中。この方、聞こえますって。」と発言している。このようなやり取りは、一般視聴者に対し、診断書のみに基づく判断と謝罪会見時の実際の状況との違いを曖昧にし、申立人には健常者と同等あるいはそれに近い聴力があるという印象を与える。

なお、出演者からは、「手話通訳の方が必要だったんですね。」といった発言もなされているが、その際の声の抑揚や表情を併せて見れば、必ずしもそれを信じて文字通りの意味で発言しているわけではないと思われる。

さらに、上記のようなやり取りに続いてなされた語音聴力検査に関する所見の紹介

では、パネル上では赤字で自己申告制であることが強調されており、その検査結果と純音聴力検査による聴力レベルとの関係について、その後のやり取りによって詐聴の可能性があることが赤字で強調されている。

確かに、アナウンサーの説明では、原医師の所見はあくまで診断書にのみ基づいたものであることが強調されており、TBSも、本件放送内容はそのような前提の上に立つものであって、申立人の聴力について断定的な判断を行ったものではないと主張している。

しかし、原医師による詐聴の可能性の指摘においては、語音聴力検査の結果が純音聴力検査の結果に比べて極めて悪い原因として、脳の中樞に異常があるか詐聴であるかのいずれかが考えられるが、脳波には異常がないので後者の可能性が高いといった説明がなされている。こうした説明は明快であるだけに視聴者に強い印象を与えるものと思われる。

また、詐聴の可能性があると原医師の所見の紹介を受けて、和田アキ子氏と男性タレントとが「これからどうやって生きていくんだろう。」「ここまでいっても、嘘ってなんないんですか?」「嘘なのよ。」「嘘ですよ。」という会話を交わしている。

これらを踏まえ、一般視聴者は予備知識が乏しいことや、「詐聴」という言葉が与える強い印象を前提とすれば、原医師による詐聴の可能性の指摘を紹介する部分は、一般視聴者に対して、申立人が少なくとも語音聴力検査において詐聴を行っていたという印象を与えるものである。

以上のとおり、原医師の所見を説明する部分については、「通常の会話は比較的よく聞こえているはず」という指摘は、「普通の会話は完全に聞こえる」という既になされていた説明を裏付けるものという印象を与える。一方、詐聴の可能性の指摘部分は、一般視聴者に対して、申立人が少なくとも語音聴力検査において詐聴を行っていたという印象を与え、①と同様、検査結果の信頼性が低いことを印象付けるものである。

④ VTR部分について

本件放送では、以上のようなパネルやフリップをめぐるやり取りに続いて、謝罪会見の際、TBSとは別の放送局のアナウンサーが「筆跡鑑定」のために申立人にペンを渡す場面のVTRが流され、それをめぐって会話が進行する部分がある（以下、「VTR部分」という）。

VTR部分では、謝罪会見中なされた「筆跡鑑定」のためにペンを渡すやり取りの映像を放送し、手話通訳なしに会話が成立したとして、「なんと普通に会話が成立」というナレーション（語尾のイントネーションは上がっておらず、疑問形ではない）と「普通に会話成立!？」というテロップを付けている。さらに、出演者たちは、こうした見方に対して「聞こえる、聞こえないもそうですけど、詰め甘い、詰めが甘い。」

「『じゃあ』って言うてましたからね。」と同調している。また、アナウンサーが申立人が読唇術を用いた可能性があるとして述べたことに対しても、懐疑的なコメントをした出演者もいた。

申立人はこの部分について、文脈を無視した悪意ある編集によって、「申立人には聴力障害などなく、手話通訳を介さず普通に会話が出来たものとして放送」したと主張する。

悪意ある編集かどうかはともかく、ペンを渡すやり取りの映像および上記ナレーション、テロップは、その後の出演者のコメントと相まって、申立人が謝罪会見の際、手話通訳なしに会話を交わすことが可能であったという事実を端的に摘示するものであると言える。

⑤ 小括

以上、①から③は診断書に基づく申立人の聴力に関する説明とやり取りに関するものであり（以下、①から③をまとめて「診断書説明部分」という）、④は謝罪会見時の申立人の聴力に関するものである。

診断書説明部分についてTBSは、診断書に即した説明であると強調する。しかし、そうであるとしても、①は診断書作成の際に行われた検査が自己申告制のものであることを一面的に強調することによって、一般視聴者に対し、申立人の受けた検査は不正が可能なものであり、したがって検査結果の信頼性が低いものであることを印象付けるものと言える（なお、③のうち、詐聴の指摘についても同様である）。

②では、「普通の会話は完全に聞こえる」という申立人の聴力に関する不適切な説明によって、一般視聴者に対し、申立人には健常者と同等あるいはそれに近い聴力があるとの印象を与えるものと言え、また、③のうち、「通常の会話は比較的良好に聞こえているはず」という指摘に関する部分はその印象を裏付け強化するものである。

以上の診断書説明部分を総合すると、診断書に基づく申立人の聴力の程度に関しては、申立人が検査の際に虚偽を申告した可能性があって結果の信頼性は低く、申立人は健常者と同等あるいはそれに近い聴力があり、手話通訳の必要がないという印象を与えるものであると言える。

そして、④は、申立人が謝罪会見の際、手話通訳なしに会話を交わすことが可能であったという事実を端的に摘示するものである。一般視聴者としては、③で紹介した和田アキ子氏の発言がまさにそうであるように、診断書に基づく聴力の程度の判断と、謝罪会見時の聴力の程度とを厳密に区別していないのが通常であるとすれば、①から③は、④で指摘された事実を裏付け強化するものであると言える。

以上を総合し、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断すれば、「申立人は、手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者

と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」という申立人の主張するような摘示事実（以下、「本件摘示事実」という）が認められる。

このような事実の摘示は、申立人の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものであることは明らかである。申立人が別人に作曲を依頼していたことが発覚した2014年2月以降、申立人は厳しい社会的批判の対象となり、本件放送当時、すでにその社会的評価が相当程度低下していたことは事実ではあるが、だからと言って、申立人の社会的評価をさらに貶める内容を看過することはできない。

なお、TBSが主張するとおり、アナウンサーの説明の中には、あくまで診断書のみに基づいて判断したものであるという発言が複数回見られ、また、本件放送のエンディング部分で、聴力が50dB程度の者でも手話通訳があると助かることもある旨をアナウンサーが補足説明しているが、これまで述べてきたことからすれば、これらをもって上記認定を覆すことはできない。

2. 本件放送の公共性・公益目的

名誉を毀損するような放送であっても、放送によって摘示された事実が公共の利害に関わり、かつ、主として公益目的によるものであって、当該事実が真実であるか又は真実と信じることにについて相当の理由がある場合には、結論的には名誉毀損には当たらない。そこで、以下ではこの点について検討する。

(1) 公共性について

申立人は、全聾の作曲家として知られ、「交響曲第1番HIROSHIMA」や「ピアノのためのレクイエム」をはじめ多くの作品を発表しており、作品を収めたCDは、クラシック分野としては異例の売り上げを記録した。また、テレビ番組や新聞・雑誌でも多数取り上げられ、広島市民賞を受けるなど、高い評価を得てきた。

しかし、2014年2月に至って新垣隆氏に作曲を依頼していたことが発覚し、さらに、同氏が申立人の聴覚障害を否定する主張をしたことにより、申立人の聴覚障害の真偽についても社会的関心が集まった。これに対して申立人は、その1か月後に自ら謝罪会見を開き、3年ほど前から聴覚が一定程度回復したとして再検査を受け、聴覚障害に当たらないとの診断を得て身体障害者手帳を返上したことを明らかにしたが、疑惑は深まることになった。

これまで申立人のCDを購入したり、コンサートを聴いたりしてきた多数のファンは、作品そのものへの評価もさることながら、申立人が聴覚障害という困難を克服して音楽活動に取り組んできたという物語への共感からも支持をしてきたものと思われる。ファンだけではなく、申立人に対する前述のような一般の高い評価についても同

様の要素があったことは想像に難くない。こうした状況からすれば、聴覚障害に対する疑惑が持ち上がったことに対して社会的関心が向けられることは当然であろう。本件放送で申立人の謝罪会見について大きく取り上げたことも十分理解できる。

また、こうした疑惑の浮上を受けて、厚生労働省において「聴覚障害の認定方法に関する検討会」が設置され、聴覚障害認定のあり方の見直しの検討がなされることとなった。さらに、聴覚障害者の団体が、社会に聴覚障害に関する誤解が広まるとして懸念の声明を発表するなどの社会的な影響も見られた。

以上からすれば、本件放送において申立人の聴覚に関する疑惑について取り上げたことには公共性が認められる。

(2) 公益目的について

TBSは本件放送の目的を、申立人の聴覚障害に関する「検証」と「論評」であるとしている。しかし、本件放送は「情報バラエティー番組」という性格付けがなされていて、娯楽的な要素が強いものであり、また、聴覚障害についての説明の仕方等にも前述のとおり不適切な点が見られる。

もっとも、一般論として、正確な情報が視聴者に伝われば、それで知る権利は充たされるのであって、重要なのは公共性や真実性・相当性であり、主観的な放送の目的を過度に重視する必要はない。その意味では、柔らかく分かりやすい形で公共性のある事柄を伝える情報バラエティー番組には相応の存在意義があるのであって、前述のとおり公共性の認められる申立人に関わる疑惑を取り上げ、広く世に知らせることを目的とする本件放送には公益目的があったといえる。

3. 本件放送の真実性・相当性

(1) 検討の方針

最後に、本件放送のうち1で認定した摘示事実の真実性・相当性について検討する。まず、TBSはそもそも、「申立人には聴覚障害がなく、謝罪会見で手話通訳が不要であったと断定したのものでもありません」と主張するにとどまっているので、本件摘示事実の真実性についてTBSの立証があったと判断することはできない。後にも述べるように、申立人の聴覚障害の程度について強い疑念があることはTBSの主張するとおりであると思われるが、現時点で本件放送の摘示事実が真実であるとの立証がない以上、委員会としては真実性が認められないと判断せざるを得ない。なお、TBSが申立人の主張を否定する新垣氏の著書（本件放送後に刊行されたもの）を援用するのは、真実性を主張する趣旨であるとも理解できるが、これによっても真実性を認めるには不十分である。

そこで、以下では相当性について検討する。まず、TBSも認めているとおり、本

件放送にバラエティー番組としての性格があるからといって、事実を事実として伝えるものである以上、相当性の判断基準が緩和されるわけではない。また、TBSの主張で援用されている、トークバラエティー番組については表現の許容範囲がより広いと述べた委員会決定第28号「バラエティー番組における人格権侵害の訴え」の判断は拡大解釈されるべきではない。さらに言えば、この決定は、結論的には人権侵害を認定しているのであって、具体的判断においては必ずしも緩やかな判断をしているわけではない点についてもあわせて確認しておきたい。

さて、相当性について具体的には、「申立人は、手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」という本件摘示事実を、本件放送当時、TBSが真実であると信じるについて相当な理由があったと認められるかどうかの問題となる。

以下では、再び診断書説明部分とVTR部分とに区別して検討を行う。

(2) VTR部分について

まず、放送順とは逆であるが、本件摘示事実を端的に示したのはVTR部分であるから、こちらから述べる。

この部分についてTBSは、手話通訳者を介さずに会話が成立したのではないかと思わせる場面は他にもあり、この「2本のペンが差し出されたシーン」をその象徴的な場面として取り上げたものだとする。これに対して申立人は、「悪意ある編集」であると主張している。すなわち、ペンを渡す場面では、その前にもやり取りがあって質問の意図が既に分かっていたという経緯があり、「細いほうで」という申立人の発言は、そのやり取りを踏まえれば手話通訳を介するまでもなく可能であったというのである。

確かに、謝罪会見では、VTR部分として放送された場面の直前に、色紙に文字を書くための筆記用具に関するやり取りがあった。この文脈からすれば、アナウンサーの「ペンがよろしいですか？ それともマジックがよろしいですか？」という問いかけが聞こえていなくても、ペンとマジックが差し出されれば、「細いほうで」と発言することは十分可能であった。

また、本件放送では、この発言について「じゃあ細いほうで…」というテロップをつけている。「じゃあ」という言葉をつけた方が、アナウンサーの問いかけに答えているかのような印象が強まるわけで、出演者もこの部分に強く反応していた。しかしながら、申立人は、「じゃあ」とは言っていないと主張しており、確かに、同録DVDを確認すると、「じゃあ」とは聞こえない。申立人は、「あっ！ペ！細いほうで」と発言したと主張しており、そのように聞こえないではない。この時の状況からすると、「あっ、ペンで」などと言いかけたが、「細いほうで」と言い直したのものとも思われる。

以上からすると、申立人の「細かいほうで」という発言は、問いかけを聞いた上での反応ではなく、それまでのやり取りを踏まえた対応にすぎない可能性が十分にある。謝罪会見を取材していたスタッフは、上述のようなアナウンサーと申立人との一連のやり取りについては承知していたはずだが、その紹介はなかった。その点をもって映像の編集に悪意があったとまでは断定できないが、V T R部分において「普通に会話が成立」というナレーションとテロップを出すなどして、申立人が謝罪会見の際に手話通訳なしに会話を交わすことが可能であったという事実を摘示した部分に関し、これを真実であると信じた点について相当性があるとは認められない。

(3) 診断書説明部分について

以上のように、本件摘示事実を端的に示したV T R部分について真実性・相当性が認められないことから、本件放送については真実性・相当性が認められる可能性は低い。念のため診断書説明部分についても検討する。

診断書説明部分のうち、1 (2) ①で検討したのは、聴力検査の結果に関する説明方法等に関する点である。そこでは、前述のように、申立人の受けた検査は不正が可能なものであり、したがって検査結果の信頼性が低いものであることを印象付けるものとなっている。しかし、診断書には、客観性を有するA B R検査等の結果の記載もあったのであるから、検査結果の信頼性が低いと一概に言うことはできないし、そのように言うことについて相当性も認められない。

次に、②で述べたところでは、純音聴力検査の結果に基づいて、「普通の会話は完全に聞こえる」と説明されている。申立人の純音聴力検査の結果については、再答弁書でT B Sが認めるとおり、中程度の難聴であるとする医師の見解もあり、さらに感音性難聴という診断結果が明記されていることから、そのような説明は不正確であり、これらのことは簡単な取材で分かることであるから相当性は認められない。なお、T B Sは、主に原医師の所見に基づき、純音聴力検査の結果が、A B R検査の結果から想定される数値よりも低いことから、この点についても詐聴の可能性があるとしている。仮にそうだとした場合、だからといって「普通の会話は完全に聞こえる」としたことについて、相当性が認められるとは言えない。

③で述べた部分では、原医師の所見の説明とそれをめぐるやり取りが放送されている。手話通訳と詐聴に関する原医師の所見の紹介そのものについては少なくとも相当性が認められる可能性もあるが、前述のように、本件放送の文脈上、③の部分が、既に述べられた「普通の会話は完全に聞こえる」という説明を強化する印象を与える等の点については、相当性は認められない。

(4) 小括

以上より、本件摘示事実について真実性の証明があったとは認められず、かつ、それを真実であると信じた点についての相当性も認められないから、本件放送は申立人の名誉を毀損すると言わざるをえない。

確かに、申立人の聴覚障害については、申立人の主張を新垣氏が完全に否定しており、専門の医師からも不自然な点が指摘されている。これに対して申立人からは十分な説明がなされておらず、その意味ではTBSが多くの他のメディアと同様に強い疑念をもち、厳しい目で吟味しようとしたことについては理解できる。

しかし、だからといって、十分な根拠なく、上記に認定したような申立人の名誉を毀損する事実を摘示することが許されるわけではない。疑惑を伝えるのであれば、あくまで疑惑であることが視聴者に明確に伝わるようにすべきである（委員会決定第51号「大阪市長選関連報道への申立て」参照）。

4. 放送倫理上の問題

(1) 放送倫理上の問題を取り上げる理由

本件放送は、申立人の聴覚障害を主要なテーマとして扱っているが、申立人の聴覚障害をめぐっては、新垣氏が繰り返し強く否定してきた。また、診断書の内容についても不自然な点が専門の医師から指摘され、疑惑とされていた。こうしたことから、本件放送の当時、申立人は厳しい社会的批判の対象となっていたのであり、その社会的評価も相当程度低下していたと言わざるを得ない。TBSは、こうした状況の中で本件放送を行ったのである。

委員会は、こうした社会的背景にも留意しつつ本件放送について検討を重ねた上で、前述のとおり、本件放送が申立人の名誉を毀損したと判断するに至った。

ところで、一般に、人権侵害を生じさせた放送は当然に放送倫理上の問題が存することになるが（日本民間放送連盟 報道指針「3. 人権の尊重」、日本民間放送連盟 放送基準「第1章 人権」参照）、本件放送に関して、委員会は、このような放送がなされてしまった背景に、TBSが申立人に対する否定的な評価の流れに棹さすごとく番組制作を行ったことがあるのではないかと考える。つまり、TBSは、当時の社会的雰囲気の中で、聴覚障害というテーマに関する情報をていねいに伝える努力を怠っていたのではないかと。そして、出演者に対する事前の説明も十分ではなかったのではないかと。その結果、申立人の名誉を毀損し、また、同じような聴覚障害者に対して配慮に欠ける番組を放送してしまったのではないかと考える。

本件では、人権侵害の有無についての既に行ったような検討に加え、それが生じた背景にある放送倫理上の問題を検討することが有意義であろうと考え、以下のとおり指摘するものである。

(2) 事実をありのままに伝えること

報道にあたっては、「予断を排し、事実をありのまま伝える」ことが求められる（民放連 報道指針「2. 報道姿勢」(2)）。しかし、本件放送は全体的に、申立人による聴覚に関する発言は虚偽であるという前提で構成されており、本件放送で摘示された事実もそれに沿うように提示していると受け止められる箇所が存在する。

とりわけ、VTR部分については、3(2)で指摘したとおり、冷静に見れば、その前のやり取りを踏まえての発言である可能性も十分あることに思い至ることは容易であるはずだが、実際には「普通に会話が成立」という捉え方がされてしまったのは、結論ありきという姿勢があったためではないか。

(3) 専門性の高い情報を正確に伝えること

放送の正確性は放送倫理の基本である。専門的な内容を一般視聴者に分かりやすく伝えることは重要であり、専門用語を避け、あるいは細部を捨象するなどの工夫を行う必要が生じることもある。しかし、わかりやすい放送と不正確な放送とは、次元を異にする（委員会決定第46号「大学病院教授からの訴え」参照）もので、わかりやすさを追い求めるあまり、不正確な放送をしてはならないことは言うまでもない。この点に鑑みるならば、本件放送の診断書説明部分では、1(2)に指摘したような不正確な説明がいくつも見られた。

とりわけ、申立人の聴力の程度の説明を騒音の大きさ一覧表によって行い、「普通の会話は完全に聞こえる」と説明した点、感音性難聴に関する一般的説明がなく（このような専門用語を使うかどうかはともかくとして）、申立人が感音性難聴であると診断されていることについての言及がほとんどなかった点、診断書にはABR検査をはじめとする客観的な検査の結果も記載されていたのに十分な説明がなく、むしろ自己申告制であることを強調していた点、さらには、障害者手帳の交付対象となる法律上の聴覚障害の認定がなかったとしても、実際には難聴である可能性があることの説明がなかった点等は、専門性の高い情報の伝え方として正確性を欠くと言わざるを得ない。

(4) 出演者への事前説明の努力

聴覚障害について一般視聴者の予備知識は少なく、それは出演者も同様であろう。実際、出演者の発言には、誤解に基づいていると見受けられるものもあった。

一般に、出演者への事前説明は必要に応じて十分に行っておくべきであり、また、生放送中に事実誤認に基づく発言があれば番組中に対応するためのチェック体制を整えておく必要がある（委員会決定第40号「保育園イモ畑の行政代執行をめぐる訴え」参照）。このことは、本件放送のように、聴覚障害という専門的かつセンシティブなテーマを扱う場合には一層留意すべきである。

TBSによれば、本件放送前に出演者への事前説明が行われたということであるが、聴覚障害というセンシティブなテーマに関わる内容であることからすると、必ずしも十分であったとはいえない。また、診断書中の「V波」という記載の読み方について、アナウンサーが当初の読み方を後に訂正したことからすれば、チェック体制は存在していたことはいえるが、出演者の誤解に基づく発言など、より重要な点についてそれが機能することはなかった。

(5) 障害に触れる際の配慮の必要性

「精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。」(民放連 放送基準「第8章 表現上の配慮」56)。本件放送では、50dB程度の聴力であれば「普通の会話は完全に聞こえる」という説明がなされたり、障害者手帳の交付対象となる法律上の聴覚障害の認定がなかったとしても、実際には難聴である可能性があることの説明がなかつたりしたことについては、この観点から疑問を呈することができる。すなわち、聴覚障害の認定対象外の難聴者が「実は聞こえているのではないか」という社会的偏見にさらされていることからすれば、これらの放送内容は、単に申立人の症状の説明として不正確であるにとどまらず、同じ障害がある人々に対する配慮に欠けるものと言わざるを得ない。

確かに、本件放送のエンディング部分において、50dB程度の難聴者の手話通訳の必要性について補足説明がされていたが、それで十分だったのかは疑問の残るところである。

(6) 小括

以上を総合すれば、本件放送では、複数の放送倫理上の問題があったと認められ、それにより視聴者に対して先に認定したように申立人の名誉を毀損する事実を摘示するに至ったと考えられる。また、その結果、聴覚障害に対する一般の偏見を助長した可能性も否めないことからすれば、以上に指摘したような放送倫理上の問題は決して軽視されるべきものではない。

III 結論

以上より、本件放送には申立人の名誉を毀損する人権侵害があったと言わざるを得ない。

一般に、バラエティー番組では、出演者が本音を率直に述べること等によって視聴者の共感を得たり、健全な娯楽を求める視聴者の要求に沿い、生活に潤いを与えたり

することを重視するものがあったとしてもよいだろう。

しかし、本件放送のような情報バラエティー番組には、事実を事実として正確に伝えることも求められる。とりわけ、本件放送は、聴覚障害という一般視聴者の予備知識が乏しい専門的なテーマに関するものであることから、番組による不正確な説明内容によって視聴者が容易に誘導されうることに配慮が必要であった。また、こうした不正確な情報をもとにして個人的な知識・経験で語られる出演者の何気ない発言も、視聴者の誤解を強める結果となった。こうした問題は、本件放送が聴覚障害という人権に関わるセンシティブなテーマに触れるものであったことからすれば、より深刻である。そのような面に関し、放送倫理上十分な配慮を行うことが、放送による人権侵害の発生を防止することになるものと思われる。

委員会は、被申立人であるTBSテレビに対し、本決定の主旨を放送するとともに、情報バラエティー番組において障害をはじめとする人権に関わる専門的な内容を含むテーマを取り扱う場合のあり方について社内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する。

なお、本決定には結論を異にする以下の2つの少数意見がある。

少数意見

1. 視聴者は本件放送をどう見たか

(1) 本件放送が摘示した事実は何であったかについて、委員会決定は、「申立人は、手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」とする。

聴力の障害には、全聾の場合と、全聾ではないが健常者の聴力に及ばない難聴の場合がある。さらに、難聴とされる場合もその程度はさまざまであり、手話通訳を必要とする程度のものであれば、手話通訳の必要はないものの健常者と同様の聴力は有しないものもある。

また、身体障害者福祉法についても、難聴という障害のある者の中で、社会福祉の対象となる一定の基準以上の障害のある者のみが同法上の障害に該当する。同法上の「聴覚障害」に該当しないからといって、聴覚の障害がないということにはならない。本件放送が取り上げた申立人配布の診断書に記載されている身体障害者福祉法上の「聴覚障害」の意味も、このような前提で記載されたものである。

難聴の程度はさまざまであるにもかかわらず、本件放送で出演者は、明確な区別をせず、「聴覚障害に該当しない」というアナウンサーの診断書の説明に対して、「とい

うことは、聞こえてるってこと？」と述べている。それに続く身体障害者福祉法上の「聴覚障害」の説明のみからは、同法上の「聴覚障害」の意味を正しく理解するのは困難で、申立人が健常者と同等の聴力を持っているかのようにとらえられる可能性もある。委員会決定は、本件放送中のこの種の発言や謝罪会見での申立人と記者とやり取りの場面のVTRなどを総合すると、一般の視聴者には、本件放送が「申立人が健常者と同等の聴力を有していた」、「謝罪会見では手話通訳は必要ないのに必要であるかのように装っていた」と断定していると受け止められると認定している。

しかし、本件放送の別の場面では他の出演者が、「でも、なんか違う。歪んで聞こえるんでしょ？」と述べて、正確な表現方法ではないものの語音聴力において障害があるとの申立人の訴えに触れている。また、診断書に対する原晃医師の判断として、「佐村河内氏の聴力は、ひそひそ声が聞えるか聞こえないか程度の聴力で、通常の会話は比較的よく聞こえているはず。そのため、手話通訳は必要ないと思われます。」とのコメントを紹介しているが、「ひそひそ声が聞えるか聞こえないか程度の聴力」ということは、申立人が健常者と同じ聴力は有していない可能性を示唆する見解でもある。

手話通訳の要否については、上記の原医師のコメントに「手話通訳は必要ないと思われます」との部分があり、謝罪会見における申立人と記者のやり取りのVTRでも手話通訳の必要性への疑惑を強調した。

一方、放送の最後に、アナウンサーが、「実際に50dB程度の聴力の方、聴覚障害がありまして、そういう方も手話通訳があると助かるということも実際あるそうです。」と説明を補足している。これは、語音聴力検査の数値が低い、感音性難聴の場合には純音聴力が一定程度あっても手話通訳が必要な場合があることを指摘したものであるとも受け止めることができる。

本件放送は、アナウンサーの説明と、出演者が、診断書記載の「聴覚障害」の意味や聴力検査の種類や意味などに関する理解が不十分なままに種々の発言を出し合ったりしたことなどの結果、聞こえの程度についての正確かつ統一的な事実摘示がなく、申立人の聴覚の障害の程度について、さまざまなニュアンスのコメントが錯綜したまま、番組が終了している。

これらを踏まえると、本件放送は、手話通訳は必要ないのではないかという疑いが濃いことは指摘しているとはいえるものの、「健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」と断定している印象を与えるという委員会決定の見解には疑問がある。

(2) 本件放送は、日曜日の昼の時間帯に流れる「情報バラエティー番組」であり、視聴者は、「ニュース」や「医学番組」を見る場合とは違って、謝罪会見における申立人の言動に対してタレントが発するさまざまなコメントを、バラエティー番組におけ

る論評の要素を含むものとして視聴しただろう。そのような番組のあり方自体は認められるべきである。また、申立人が少なくとも数年間、全聾であると偽っていたことなどもあって、申立人が現在も手話通訳を使う必要があるとしていることについても疑問がある、ということが本件放送の視聴者の主たる関心であっただろう。

このような背景も考えると、視聴者の本件放送のとらえ方は、申立人の聴力の程度について、手話通訳の要否のみならず健常者と同様のものであるかどうかという詳細な点にはなく、「全聾だったと言っていたのはやっぱり嘘だったのか。いまも聴覚障害があると言っているけれど、それも怪しいぞ。手話通訳はほんとうに必要なのかな」という程度のものではなかったのではないかと考える。

情報バラエティー番組であっても、障害のようなテーマを取り上げる以上は、事実を正確に伝えること、ことがらの様々な側面を公平に取り扱うべきものであるとする委員会決定には異論はなく、私たちも本件放送にはこの意味で放送倫理上問題があると考え。しかし、上記のような本件放送の錯綜したコメントや説明は、結果として、事実の摘示という点でも、委員会決定が認定したような、健常者と同等の聴力があるとの事実を断定的に伝えるメッセージを持つものには至らず、また、手話通訳が必要ないという濃い疑いは指摘したものの、必要がないと断定するまでの印象を与えるものとはならなかったと考える。

2. 名誉毀損の成否について

本件放送の摘示事実を上記のとおりと考えたとき、3年前から全聾の状態にはなかったという点については申立人も公表して認めており、名誉毀損は問題にならない。次に、現在も申立人には手話通訳が必要な程度の難聴であるという点に強い疑惑があるという本件放送の摘示事実については、申立人の社会的評価を低下させるものであるから、この摘示事実が真実であるかが問題となる。

この点、手話通訳の必要性については、TBSが引用する原晃医師の判断に加えて、放送倫理検証委員会が聴き取り調査した慶応義塾大学医学部耳鼻咽喉科学教室の小川郁教授も、「佐村河内氏は、現在、軽度から中程度の難聴があると考えられる」、「しかし、快適な状態で聞こえないとしても、佐村河内氏の診断書の状態にある難聴者は、補聴器を使用して会話をするのが一般的である。佐村河内氏に手話通訳の必要はないのではないか。」と述べている。すると、現在も手話通訳が必要であるか否かについて濃い疑惑があることについては、真実性があるという見解も十分にあり得る。

したがって、本件放送に申立人に対する名誉毀損を認める委員会決定には同意できない。

3. 放送倫理上の問題

情報バラエティー番組と呼ばれる番組では、事実の論評について、バラエティーならではの風刺的な表現方法や直感的な感想の表明などが相当程度許容されるべきであろう。しかし、事実を事実として取り上げる場合、報道番組と同様、公平・正確性への努力が求められることには変わらない。

その点で、私たちは、本件放送には放送倫理上の問題があると考えます。特に、被験者の主観に左右されないA B R域値が、申立人の診断書では健常者に比べて低いとされていることを明確に伝えなかったこと、申立人の診断書には「感音性難聴」であると記載されていることを明確に示さずに曖昧な説明をしたことなどは、ことごらの様々な側面を正確、公平に扱い、事実をありのままに伝えるべきであるという点からは問題が大きいと考えます。また、出演者への事前説明の努力が必ずしも十分でなかったことがうかがえる点についても放送倫理上の問題があることを指摘しておく。

(奥 武則 委員、市川正司 委員)

少数意見

I 結論

委員会決定は、本件放送につき、名誉毀損による人権侵害があると判断した上で、放送倫理上の問題点も併せて指摘する。しかし、私は本件放送について放送倫理上重大な問題はあるものの、名誉毀損による人権侵害はないと考えるので、委員会決定には賛成できない。その理由を要約すると、以下のとおりである。

委員会決定は、本件放送において名誉毀損を構成する「事実の摘示」があったと認定し、TBSによる「真実性の証明」がないことを理由に、名誉毀損による人権侵害を肯定する。これに対し私は、Ⅱ以下で詳述する理由により、本件放送には名誉を毀損する「事実の摘示」は存在せず、本件放送が名誉毀損の成否に関わる「公正な論評」にあたるか否かを検討すれば足りると考える。そして、本件放送は「公正な論評」の要件を充たすので、その点でも名誉毀損は成立しないと考える。

以上の点に関連して、委員会決定は「事実の摘示」と「公正な論評」を区別することなく、「真実性・相当性」の証明を求めている。しかし、本件申立人の主張する身体状況や謝罪会見に至った問題の背景に関し、「公正な論評」であったかどうか — 意見表明に何らかの問題点がなかったかどうか — を検討する際にまで、「事実の摘示」と同等の「真実性・相当性」の証明を求めれば、意見表明の自由は著しく損なわれる。

本件に関していえば、「真実性・相当性」の証明は、医師の見解や診断書の数値いかんに関わらず、申立人が「聞こえない」と主張する限り不可能である。そのような証明を意見表明について求めることは、本件のみならず表現の自由保障一般の観点から

みても過大な要求といわなければならない。少なくとも、「公正な論評」の法理を生み出したアメリカ合衆国では、そのように解されている。

以上の観点を踏まえると、本件放送における意見表明は、Ⅱでみるように「公正な論評」の範囲内にあるといえるから、本件放送には名誉毀損による人権侵害はなかったと私は考える。なお、Ⅱの2以下が私の意見であるが、そのうち(1)は、主として委員会決定への疑問の観点から、(2)は、本件放送が「公正な論評」に該当するかどうか、(3)は、「公正な論評」に「真実性・相当性」を求めることの是非を検討することで、名誉毀損は成立しないことを論じたものである。

もつとも、名誉毀損が成立しないからといって、本件放送には何の問題点もなかったというわけではない。私は、委員会決定が指摘する放送倫理上の問題のうち、①専門性の高い情報を正確に伝える努力が十分であったとはいえないこと、②出演者への事前の説明が十分であったとはいえないこと、③障害に言及する際の配慮に欠けていたこと、の3点につき、そこには本件放送の直接の対象である申立人にとどまらない問題点が含まれていること、その意味で、本件放送には障害者の人権一般への視点が不足しているという問題がある点で、本件放送には放送倫理上重大な問題があったと考える。それが、Ⅱの2(4)である。

Ⅱ 委員会決定における「事実の摘示」をめぐる問題点

1. 判断方法

名誉毀損の成否をめぐることは、第一に社会的評価を低下させる「事実の摘示」があったかどうか、または「公正な論評」に該当するかどうか問われる。前者による名誉毀損と後者にに基づく名誉毀損とでは不法行為の成否の要件が異なるため（その違いは、「真実性・相当性の法理」と「公正な論評の法理」として理論的に区別される）、法理論的厳密さを追求するのであれば、本来、両者を区別して論じる必要がある。

「事実の摘示」と「公正な論評」は、要約すれば、「事実」と「意見」の違いに対応する。これは、一見すると、はっきりと区別できるもののように思える。しかし、意見は事実ないし事実らしきものに向けられるものであるため、本件放送のように、「全贖」、あるいは「難聴」とその程度をめぐる、さまざまな疑念が生じている事案では、「聞こえる・聞こえない」に関する事実と、「聞こえているのではないか」という意見を区別することは、実際には容易ではない。

本委員会決定は、「事実の摘示」と「公正な論評」という異なる判断枠組みや認定要件、その帰結の違いにほとんど言及することなく、もっぱら「事実の摘示」をめぐる名誉毀損の成否を論じているが、私は適宜両者を区別しながら検討を加える。なお、以上の点を検討する際には、委員会決定と同じく最高裁第一小法廷平成15年10月16日判決「所沢ダイオキシン報道事件」民集57巻9号1075頁が指摘する「一

般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」を基準とする。

また、本件放送の「公共性」ならびに「公益目的」については、委員会決定と同意見である。委員会決定と異なるのは、本件放送の「事実の摘示」をめぐる真実性・相当性と「公正な論評」におけるそれについてである。

2. 委員会決定における「事実の摘示」論に対する私の意見

(1) 委員会決定に対するいくつかの疑問

委員会決定は、申立人が自己申告制の純音聴力検査と、脳波の変化で聴力を検査する（自己申告制ではない）ABR検査を受けているにもかかわらず、その違いを放送においてほとんど説明せず、前者における自己申告制の側面を強調することで、あたかも申立人が検査において虚偽の申告を行うことが可能で、検査結果の信頼性が低いかのように視聴者に印象づける番組作りがなされていたと指摘する。この点は私も同感で、放送倫理の観点からみて批判すべき点があると考えます。しかし、「一般の視聴者と視聴の仕方」を前提にすると、実質1時間に満たない「情報バラエティー番組」の一コーナーにおいて、どこまで聴覚検査の方法や医学的知見の説明に時間を割くべきかについては、以下に検討するように疑問の余地がある。

例えば、委員会決定は、岡山県が作成した騒音規制に関する一覧表に依拠して作成されたフリップを用いた申立人の聴力の説明について問題点を指摘する。本件放送では、申立人の診断書では、純音聴力検査が右48.8dB、左51.3dBであったが、上記一覧表記載の「60dB 普通の会話」、「30dB ひそひそ声」と照らし合わせると、その間の数値なので「普通の会話は完全に聞こえる」ことになるとアナウンサーが説明していた点や、岡山県作成の騒音規制に関する一覧表が聴覚障害の検証に用いられていた点などが不適切だということである。

また、診断書記載の検査結果については、TBSが再答弁書で認めるとおり、中程度の難聴であるとする見解もあることから、「普通の会話は完全に聞こえる」という説明は適切ではなく、さらに、申立人は音が歪んで聞こえる感音性難聴であり、番組では感音性難聴についての説明が十分になされていないこととも併せて、こうしたアナウンサーの説明の不適切を委員会決定は指摘する。

さらに、前記診断書の総合所見には「聴覚障害に該当しない」と記載されているが、これは身体障害者手帳の交付を受ける基準には該当しないことを意味するだけで、健常者と同等の聴力を有することを意味するわけではない。それにもかかわらず、その説明がなされないまま、出演者が「ということは、聞こえてるってこと？」と述べたことなどにより、一般視聴者に申立人が健常者と同等あるいはそれに近い聴力があるとの印象を与えたこと、さらには原晃医師の所見の紹介の仕方なども、検査結果の信頼性が低いことを印象付けるものであったと委員会決定は指摘する（以上は委員会決

定の一部の要約にすぎず、詳しくは委員会決定を参照されたい)。

もとより、いずれの指摘も、聴覚障害や聴力検査の医学的説明としては正当であると私も考える。しかし、医療問題を専門に扱う医学番組ならいざしらず、「情報バラエティー番組」にそのような詳細な説明を求めるべきであろうか。もちろん、これは「情報バラエティー番組」であれば、いい加減な取材や情報提供でよいという意味ではない。委員会決定が、バラエティー番組であっても「本件放送のような情報バラエティー番組には、事実を事実として正確に伝えることも求められる」、「トークバラエティー番組については表現の許容範囲が広いと述べた委員会決定第28号『バラエティー番組における人格権侵害の訴え』の判断は拡大解釈されるべきではない」と指摘している点は、私も同意見である。

しかし、委員会決定に従えば、そこで指摘されているような詳細な解説を行わない限り名誉毀損が成立することになり、番組制作者に萎縮効果を与えるため、今後同種の番組制作はかなり困難になるであろう。これは、委員会決定が「柔らかく分かりやすい形で公共性のある事柄を伝える情報バラエティー番組には相応の存在意義がある」と指摘して、本件放送に公益目的を認めたことと矛盾する結果ではないだろうか。委員会決定が求めるような医学的正確性を求める詳細な説明は、一般視聴者にとって「柔らかく分かりやすい」ものではないはずである。

より具体的に述べれば、限りある放送時間のうちに純音聴力検査、ABR検査、語音聴力検査、あるいは伝音性難聴と感音性難聴等の違いが説明され、視聴者がそれを正確に認識し、申立人の置かれた状況を正しく理解すること、それを可能にする十分な説明が放送においてなされることを期待することは、現実には相当に無理がある。実際、リアルタイムで本件放送を視聴した私自身は、そうした点を理解したという記憶がない。のみならず、委員会で本件を改めて検討する過程においても、それらの違いを理解することは容易ではなかった。そうした経験に照らして考えると、委員会決定のように詳細な説明を行うことを本件放送に求めることは、前記の最高裁判決が指摘する「一般の視聴者と視聴の仕方」という基準に沿わない過大な要求であるように私には思える。

また、騒音規制と聴覚障害という異質な領域の数値を比較対照している点も、「異質」性に着目する限り、不適切な説明であったというべきであろう。しかし、「dB」という単位の意味を必ずしも熟知しているわけではない一般視聴者にとって、数値をイメージ化し問題の所在を「分かりやすく」する点で、これを有効な比較と評する余地もある。実際、TBSによれば、「大まかな確認をする上では、両者を比較することに問題はない」との助言を原医師から得ていたとのことである。とはいえ、実際の放送ではこの点の説明も十分ではなく、なぜこのような比較がなされるのかという疑問を一般視聴者であった私も感じた経験からすれば、委員会決定が指摘するように視聴

者を誤誘導する可能性も否定できないから、TBS側にも反省すべき点は残る。

これに対し、聴覚障害に該当しないことが健常者と同等の聴力を有することを意味しないことを説明しなかった点は、出演者の一人が「ということは、聞こえるってこと？」と反応したことでわかるように、一般視聴者に誤解を与える余地が大きいため、適切な説明を加えるべきであったとは言える。しかし、申立人が一定程度「聞こえる」ことは自認しているのだから、「聞こえるってこと？」と言ったからといって、それが「健常者と同等の聴力を有する」と断定したことになるわけではない。この点において、委員会決定が認定する「健常者と同等の聴力を有する」との「事実の摘示」はなかったと私は考える。

繰り返しになるが、「情報バラエティー番組」において「事実の摘示」があったかどうかを判断する際のポイントは、委員会決定が求めるような正確で詳細な専門的知見の説明を行わなければ、放送を行うことは許されないのかどうか（行わなければ名誉毀損が成立するのか）という点にあり、私はまずその点に同意できない。

その上で、検査方法の違いや診断書の数値の比較の仕方それ自体は「健常者と同等の聴力を有している」という事実の摘示を意味しないにもかかわらず（「全く聞こえない状態ではない」ことを示す事実の羅列にとどまる）、聴覚障害に該当しないことが健常者と同等の聴力を有することを意味しないことを説明しなかったこと出演者の発言を重ね合わせ、そこから「健常者と同等の聴力を有する」との「事実の摘示」があったと認定することには、論理の飛躍がある。

以上の二つの点で、私は、社会的評価を低下させる「事実の摘示」があったとする委員会決定の法的推論過程には誤りがあり、名誉毀損は成立しないと考える。

（2）摘示事実の有無と本件放送における「検証」目的

以上の点を、本件放送の背景という別の視点から検討してみよう。本件放送が「検証」対象とした事件の背景を考えると、番組制作の直接の対象となった謝罪会見は、要するに、申立人が作曲したと称する作品の大半が実は自身の手になるものでなかったことと、音楽家にとって最大の苦難ともいえる全聾という身体の状況が、少なくともある時点からは事実でなかったにも関わらず、全聾と称し続けたことを謝罪するためのものであった。一言でいえば、申立人が行ってきた数々の虚言についての謝罪会見であったわけである。それゆえ、本件放送が申立人の「嘘」に焦点を当てたことは、当然の成り行きであった。

申立人の「嘘」は作曲と聴力に関するものであるが、「作曲家」という仕事にとって、両者は分かちがたく結びついて極めて大きな衝撃を人々に与える。聴力の問題は、クラシック音楽に多少なりと関心がある者にとっては、ベートーヴェンを想起させるエピソードであり、実際、CD販売に際して用いられたキャッチコピーは「現代のベー

トーヴェン」(少なくとも、CD通販を行うインターネットサイトでは、記憶に誤りがなければ、これが使用されていた)であった。この宣伝コピーは申立人の創作ではないとされるが、申立人が執筆した『交響曲第一番』(講談社、2007年)には、「全聾の作曲家である私」(214頁)等の表現が随所に登場する。申立人自らがこうした虚像を積極的に作り上げてきたことこそが、一連の騒動の核心をなしていることを忘れるべきではない。

「全聾」に関していえば、「聞こえない」と言われていた状況が、実は(多少でも)「聞こえていた」のかどうか、「一般の視聴者」にとって最大の関心事であったはずである。この点は、ゴーストライターであった人物による告白会見において、申立人の耳が「聞こえない」(全聾である)と思ったことはないと述べていたこととも符合する。ここでは、委員会決定が本件放送に詳細な説明を要求する、どの程度「聞こえるか・聞こえないか」ではなく、「聞こえない」(全聾であったが、それは改善されたものの、依然として十分には「聞こえない」)ことが真実であるかどうか一般視聴者やメディアの主たる関心事であったはずである。

ちなみに、申立人が「全聾」でないことを認めたのは、2014年2月6日発売の『週刊文春』の記事を受けて出された2月11日付の「お詫び」と題する謝罪文においてであり、そこにはその直前の2月4日に自身の弁護士と面会した際には「全聾」と伝えていたとも書かれている。

他方、申立人が1か月後の謝罪会見当日に配布した診断書には、「全聾」ではなく、ある程度聞こえる「難聴」を示す数値が記されており、会見においても「いつ頃から聞こえづらくなって、いつ頃に聞こえなくなって、いつ頃にまた聞こえるようになった」のかとの質問に対して、「3年くらい前からまずガタンとかゴトンという音を感じるようになった」と答えている。これによれば、少なくとも前記書籍の出版後の2011年頃から「聞こえていた」ことになるが、同時にそれは2014年2月まで全聾を装っていたということの意味する。

こうした状況の下でTBSのような放送局に限らず、さまざまなメディアが、「全聾の天才作曲家」という虚像に踊らされていたわけである。もちろん、それに関しては、メディア側にも反省すべき点が少なくなかったことは、放送倫理検証委員会の「“全聾の天才作曲家”5局7番組に関する見解」が指摘するとおりである。しかし、以上の経緯からすれば、謝罪会見やその2日後の本件放送において「聞こえていた」のかどうかに関心が集中したのは、申立人が作り上げた虚像に原因があるから、当然であったのである。

ちなみに、本件放送においては「聞こえるかどうか」と「どの程度聞こえるのか」が明確には区別されないまま「検証」が行われているが、それもまた「全聾」という申立人の当初の主張と、謝罪会見約1か月前に「お詫び」で明らかにされた「全聾」

から難聴への「回復」という申立人の説明に主たる原因がある。これにより、以前は本当に全聾であったのかという疑問と、現在の難聴は事実であるのかという二重の疑いが生じ、両者について嘘でないかどうかの検証が行われることになって、出演者や時にアナウンサーまでもが申立人の「ウソ」を繰り返し指摘することにつながっているように私には思える。

以上の点は、会見時における「筆跡鑑定」のためにペンを渡すやりとりの映像を手話通訳なしに「普通に会話が成立」とナレーションとテロップをつけたVTR部分について、「悪意ある編集」だとする申立人の主張についても当てはまる。委員会決定は、悪意の有無はともかく、「『申立人は、手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ』という申立人の主張するような摘示事実（以下、「本件摘示事実」）が認められる」としている。

しかし、純音聴力検査やABR検査、感音性難聴（放送では用語としては言及されていない）等の意味を正確に理解しないまま説明を聞いても、前述のように、診断書の内容を理解することは極めて困難である。それゆえ、委員会の認定する「健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い」は、「聞こえるのに、聞こえないふりをしていた」（全聾ではなく、少なくとも一定程度は聞こえるのに嘘をついていた）ではあっても、診断書の内容を踏まえて各検査の意味を故意ないし過失によって混同し、全聾ないし難聴の聴覚障害者を「健常者である」と断定したものとははいえない、と私は考える。

もとより、番組制作者はそれ相当の取材を重ねて、検査の意味や聴覚障害の事実を理解していたであろう。しかし、それを視聴者にそのまま伝えることには、放送時間の制限や申立人の「嘘」を検証するという番組制作の目的にそぐわない面があると判断したとしても無理からぬところである。

この場合、出演者に正確な知識を伝え、放送中の発言に注意を喚起することは制作者や放送局の責任ではある。しかし、聴覚に関する専門家ではなく、その点では素人のタレントやお笑い芸人が起用されていることに示されるように、一般視聴者の代弁者としての性格を持つ本件放送の出演者が、実際には検査の意味等を正確に理解していなかった可能性があることも否定できない。これを回避するためには、本件放送の制作にあたって厳密な台本を作成し、出演者に自由度を認めずに会話を進行させる必要があるが、それは「情報バラエティー」という番組の性格と相いれないだろう。実際、本件放送の冒頭20分程度のスタジオ・トークは、当日の会見が始まるまでの取材状況や、外見を大幅に変えて登場した申立人に関する他愛ない会話やコメントに終始しており、バラエティー性が前面に出たものとなっている。

こうした雰囲気は聴覚問題を取り上げる際にまで維持された結果、本件放送の大部

分は事実の「検証」というよりは、出演者の — ときには誤解や無知に基づく — 感想や意見の表明が大半を占めている。それは、これが事の真相だ、という意味での「事実の摘示」というよりは、申立人の言うことは、あれもこれも嘘ではないかという疑念に端を発する意見表明、その意味での「論評」としての性格を強く持つものともいえる。

冒頭で指摘したように、「事実の摘示」と「論評」を厳密に分けることは困難であるが、VTR部分を例に分析すれば、申立人がペンを受け取る際のしぐさや発言（それ自体は「事実」である）を示し、それについて「聞こえている」（健常者かどうかはともかく、ある程度の会話は成立する）のではないかとの疑問や意見を述べている（「論評」と解する余地は十分にある。実際、会見場で聞こえていたかどうかはともかく、日常生活においては一定の聴力があることを申立人自身が認めているのである。

以上のように、聴力や作曲に関する申立人の一連の嘘を念頭に置くと、また嘘をついているのではないか、という点に本件放送の関心が集中しても、それを一概に非難することはできない。VTR部分もまた「健常者と同等の聴力を有する」という「事実の摘示」ではなく、「この場面では聞こえているのではないか」との「論評」であると私は考える。

委員会決定が説くような医学的知見を視聴者が正確に理解したうえでなければ意見を表明することができないとすると、本件のような問題は医学番組でしか取り上げることができなくなる可能性がある。繰り返しになるが、これは「情報バラエティー」に公共性を認める委員会の態度と矛盾する。果たして、委員会決定が説くような厳密な「真実性と相当性」を本件に要求すべきだろうか。私にはそのようには思えない。この点を次に検討する。

（3）申立人の名誉と「真実性・相当性」

申立人は、謝罪会見において、2011年頃に聴力が全聾から難聴へと回復したと自らの聴覚症状を説明した。これに対しては、全聾が回復することはあり得ない等の意見もあるが、私には、その真偽を判断する資格も能力もない。しかし、前述のように、謝罪会見の1か月前まで申立人は「全聾の作曲家」を自称し続け、謝罪会見でようやくそれが虚偽であったことを認めて謝罪したことは、争いようがない事実である。この点について放送で言及しても、それは事実の報道であって、申立人の名誉が毀損される（社会的評価が低下する）余地はない。

問題は、申立人には聴覚障害がなく、謝罪会見で手話通訳が不要であったという「事実の摘示」がなされたかどうかである。委員会決定は、すでに検討してきたように、①聴力検査の結果に関する説明方法等 ②「騒音の大きさ一覧表」を用いた申立人の聴覚に関する説明方法等、③原医師による所見の説明等が与える印象、④VTR部分

について、の4点にわたり検討を加え、①から③の診断書説明部分において「申立人は健常者と同等あるいはそれに近い聴力があり、手話通訳の必要がないという印象を与える」との認定の下、④のVTR部分で「申立人が謝罪会見の際、手話通訳なしに会話を交わすことが可能であったという事実を端的に摘示するもの」と断定する（以上、傍点筆者）。「印象」から「事実の端的な摘示」を語るこの推論に無理があることは、すでに指摘した。

そのうえで、委員会決定は「申立人の聴覚障害の程度について強い疑念があることはTBSの主張するとおりでであると思われる」と述べながらも、「現時点で本件放送の摘示事実が真実であるとの立証がない以上、委員会としては真実性が認められないと判断せざるを得ない」と結論づける。だが、果たして「申立人が謝罪会見の際、手話通訳なしに会話を交わすことが可能であった」ことが「真実である」とTBS側が立証することは可能であろうか。

申立人は、全聾から難聴への「回復」について被爆二世であることによる特殊性をあげ、通常の状態とは異なることを根拠のひとつに挙げる。そのうえで、あくまでも「聞こえない」と主張する以上、たとえ複数の医師が難聴の程度が軽度ないし中程度であり、補聴器をつければ手話通訳なしでも会話は可能で、その意味である程度は聞こえるはずだと証言しても、申立人が「聞こえない」と主張する限り、「真実性」の証明は、実のところ不可能を要求することに他ならない。

もともと、名誉毀損の法理は、表現の自由を、とりわけ公人との関係において制限することを意図して考案されたという面がある。これに対し、名誉毀損が成立しない条件を明らかにした刑法230条の2と、それに基づく「真実性・相当性」の法理は、表現の自由を例外的に回復させる要件を定めたものである。例外である以上、要件を厳格に解し、「真実性」の証明がない限り名誉毀損が成立すると解することは、法律論としては筋が通っている。委員会決定は、こうした立場から、裁判所と同等か、あるいはそれ以上に（その意味は、すぐ後で述べる）厳密な事実認定に基づく精密な法律論を展開し、「真実性」の証明なしと認定したものである。

しかし、放送人権委員会は裁判所の代行機関ではない。委員会決定のように「真実性」要件をもっぱら法的観点に基づき厳格に解すると、すでに論じたように、不可能な証明を求めることになりかねず、表現の自由と人権保障のバランスが後者に傾きすぎる恐れなしとしない。委員会が、裁判所の判断を尊重しつつも、時にそれと異なる判断を示すことで異論を提起することは、名誉毀損と表現の自由の関係について多様な理解がありうることを示すものとして、民主主義の維持・発展に重要な意味を持つはずである。

百歩譲って、本件においては「事実の摘示」がなされ、それに関し「真実性」の証明がなかったとしよう。その場合でも、「相当性」があれば、名誉毀損は成立しない。

この場合、委員会決定は、「真実」であると信じるについて相当な理由があったかどうかという観点から検討を加えているが、これは、委員会決定が本件において「事実の摘示」があったという前提をとっているからである。それは、結局、証明困難な事実について「真実」であると信じるについて相当な理由があったことを証明しなければならないことを意味するから、これもまた不可能を要求することといわざるをえない。

他方、TBS側は、本件放送は「申立人には聴覚障害がなく、謝罪会見で手話通訳が不要であったと断定したものではない」と主張している。この点、委員会決定は、④を「手話通訳なしに会話可能」という「事実の摘示」とみるが、前述のように、TBSは謝罪会見における申立人の発言場面を取り上げて、そこに嘘があるのではないかと「論評」を加えたものと主張しているとみることもできる。委員会決定が問題とする④のVTR部分については、そこで指摘されているように、申立人の音声とテロップが一致していない可能性があるなどの点でTBSの編集に疑問は残る。しかし、「論評」の相当性は、「事実の摘示」における「相当性」とは異なり、論評としての適切性や合理性を要求するものではない。「適切性」や「合理性」を客観的に証明することは不可能に近く、裁判所がそれについて判断することは、表現の自由保障の観点から慎重でなければならないからである。

ちなみに、この点に関しては、「論評は、表現行為者がその客観性正当性を証明することが必ずしも容易でなく、裁判所がこれを証拠によって決するよりは、当事者間の言論の応酬を踏まえて読者の判断にゆだねることとし、的外れな論評もその前提事実とは別にそれ自体として不法行為を構成することはないものと解するのが、表現の自由の保障に資するゆえんである」（東京地判1996（平8）年2月28日判時1570号3頁）との裁判所の判断があることも、蛇足ながら付け加えておきたい。

以上を要約すれば、申立人の名誉は、作曲と聴覚障害に関しては謝罪会見において嘘を認めたことにより、本件「論評」によっては低下させられる余地がなく、名誉毀損は成立しないため、申立人に対する人権侵害を認めることはできないということである。もちろん、委員会決定のように、「聴覚障害がなく、手話通訳は不要」という「事実の摘示」が行われたと認定すれば、それにより社会的評価の低下があったとして、「事実の摘示」に真実性ないし相当性がない限り、名誉毀損が成立するとの結論も法理論としては成立しうる。

しかし、前述のように、④のVTR部分における「普通に会話が成立」との指摘は、「聴覚障害がなく、手話通訳は不要」と同じ意味であるとは限らない。これまで申立人の嘘に振り回されてきた放送局が、今回は申立人の言動に疑いをもち続けて検証し、論評を加えることは当然である。私は、委員会決定のように、それが直ちに名誉毀損になると論じることは、申立人の名誉を過剰に保護し、表現の自由の保障への配慮が過少にすぎる点で、同意することができない。

(4) 放送倫理上の問題点について

委員会決定は、申立人に対する名誉毀損に基づく人権侵害を認めただけで、さらに放送倫理上の問題があったことを指摘している。冒頭で述べたように、私は本件放送について放送倫理上重大な問題があったと考えるが、委員会決定の言及する問題点については、名誉毀損による人権侵害論と同様、表現の自由の保障の観点からみて同意できない点があるので、以下では、私が放送倫理上重大と考える本件放送の問題点を委員会決定と対比させつつ検討したい。

委員会決定は、放送倫理に関し、申立人に対する否定的な評価という当時の社会的雰囲気の中で、聴覚障害というテーマに関する情報をていねいに伝える努力を怠っていたのではないかと、という疑問を前提に、①事実をありのままに伝えること、②専門性の高い情報を正確に伝えること、③出演者への事前説明の努力、④障害に触れる際の配慮の必要性の4点について検討し、名誉毀損による人権侵害とは別に放送倫理上の問題に言及している。

第一に、①「事実をありのままに伝えること」であるが、委員会決定は、「本件放送は全体的に、申立人による聴覚に関する発言は虚偽であるという前提で構成されている結果、「放送で摘示された事実もそれに沿うように提示している」という。とりわけ、VTR部分について、「普通に会話が成立」という捉え方は、「結論ありきという姿勢があったためではないか」と述べて、事実をありのままに伝えていないと指摘している。

確かに、本件放送には「聴覚に関する発言は虚偽であるという前提」があったと私も感じているが、それは、申立人のこれまでの言動を踏まえて謝罪会見における申立人の主張を検証するためには必要な放送局側の視点ともいえる。それを「結論ありき」で、「事実をありのままに伝えていない」と断罪することには同意できない。

申立人の聴力に関する「事実」が何であるかは、名誉毀損を検討する過程で論じたように、申立人の主張を覆す「真実性・相当性」の証明は不可能であるがゆえに、実は「ありのまま」に伝えることが不可能なのである。なるほど、委員会決定が指摘するように、申立人の発言は「それまでのやり取りを踏まえた対応にすぎない可能性が十分ある」かもしれないが、これ自体も「可能性」にとどまり、それがありのままの事実である保証もまた、どこにもないのである。

また、VTR部分の「普通に会話が成立」も、申立人は全聾ではなく難聴にとどまっていたのだから、問題の場面では「聞こえていた」とのコメントが付されたものと解する余地もある。くどいようだが、これを「健常者」と断定した「事実の摘示」と当然にみることができないわけではない。委員会決定もまた、「可能性も十分ある」ことを、ありのままの事実を読み替えている点で、「結論ありき」となっている。この点でも、「事実をありのままに伝え」ていない放送倫理上の問題があったと認定する委員会

決定には同意できない。

第二に、②「専門性の高い情報を正確に伝えること」であるが、一般論としてわかりやすい放送のために正確さを犠牲にしてはならないことは当然である。しかし、委員会決定が名誉毀損による人権侵害を認定する際に求めたような「正確さ」まで求めることは、すでに論じたように、過大な要求であると私は考える。とはいえ、本件放送における説明が「正確さ」の点で適正かつ十分なものであったといえるかといえ、その点には私も批判的である。

委員会決定が不適切と指摘する「申立人の聴力の程度の説明を騒音の大きさの一覧表によって行」ったことに関しては、「大まかな確認をする上では、両者を比較することに問題はない」との原医師の助言があることから、その助言にもかかわらず、さらなる説明を加えることを求めるのは過大な要求というべきなので、放送倫理上の問題を問うべきではないと考える。

しかし、「音が歪んで聞こえる」感音性難聴や、A B R検査のような自己申告制ではない客観的な検査の結果が診断書に記載されていたこと、聴覚障害の不認定と聴覚障害の有無が別問題であることを一般視聴者にわかりやすく説明する — その意味で、委員会決定が求めるほどの正確さまで求めるものではないが — ことは必要であると思う。この点は、たとえば「聞こえるとしても、健常者と同等であるとは限らない」と注釈をつけることで容易に可能であると思われるので、そうした努力の跡が見えない点で、本件放送には放送倫理上問題があったと私は考える。

第三に、③「出演者への事前説明の努力」に関しては、バラエティー性の強い本件放送では、出演者の発言を厳格にコントロールすることは適切ではないだろう。しかし、同じ申立人に関する「大喜利・バラエティー番組」事案のように、笑いをとることを目的とし、放送の成否が視聴者にとって面白いかどうかだけで判断される番組（退屈ないし内容に問題があると感じれば、視聴者はその番組を見続けられないであろう。見続けるのであれば、視聴者の自己責任である）と異なり、放送内容の適切さの判断を一般視聴者が容易には判断できない本件放送では、申立人の「嘘」の検証という目的との関係で、出演者が「ウソ」であることを声高に語る姿勢には疑問が残る。

T B Sとしては、出演者に対し申立人の聴覚に関するコメントには謙抑的であることを求めつつ、委員会決定が指摘するように、出演者の行き過ぎた発言に対するチェック体制が実質的に機能するように事前・事後のチェック体制の一層の強化を求めたい。以上の限りで、出演者への事前説明の努力に関する委員会決定に私も同意見である。

第四に、「障害に触れる際の配慮の必要性」についても、全く同意見である。本件放送においては、放送内容の正確性の吟味（わかりやすい伝え方の工夫と言い換えてもよい）が犠牲にされてはいなかったかについての真摯な検証を、T B Sに強く求めたい。

委員会決定が指摘する以上の3点について、私は本件放送に放送倫理上重大な問題があったと考える。ただし、委員会決定は、申立人に対する名誉毀損による人権侵害を認めただけで、その倫理上の問題を併せて指摘している点で、私がここで主張する重大な問題とは次元を異にするので、以下、その点に若干付言しておきたい。

私は、本件放送に関し申立人に対する名誉毀損の成立を否定したが、それは申立人にはおよそ人権が保障されなくてもよいということを意味しない。私の判断は、あくまでも名誉毀損の成否に関するものである。いうまでもなく、本件放送のきっかけや問題意識が何であれ、申立人に対する故なき罵倒や嘲りが許されてよいはずはない。

私は、本件放送を「公正な論評の法理」の観点からみて名誉毀損が成立しないと論じたから、申立人に対する故なき罵倒や嘲りも本件放送にはなかったと考えるが、上記①から③で指摘したように、身体障害に関する放送姿勢にはいくつかの点で疑問の余地がある。仮に、放送の対象が本件のような特殊な背景事情にあるものでなければ、身体障害に関する扱いは、名誉毀損という実定法上の権利侵害だけでなく、人として尊重されるべきだという意味における道徳的権利の侵害の観点からみて、人権侵害を認定する余地もある。

ここでいう人権は、法律の条文に明記されたものに限らず、放送に際して留意すべきものであるから非常に幅広い概念である。メディアは、法律に違反しなければ何をしてもよいわけではなく、まさに放送倫理の観点からみてあるべき人権保障を考える必要がある。本件放送の内容は、申立人だけでなく聴覚障害に苦しむ人々全般に対する誤解を生む可能性を持つ内容であったから、その点で依然として人権侵害を語る余地がある。もとより、この点について申立てがあるわけではないので、本件で人権侵害を論じる余地はない。私のいう放送倫理上の重大な問題は、このような意味においてのものである。

(中島 徹 委員)

IV 放送内容の概要

被申立人（TBS）から提出された同録DVDによると、本件放送のうち本決定に関連する部分は、以下のような放送内容と認められる。

■謝罪会見を紹介するVTR部分

発言者	発言内容等
ナレーション	【0時3分台～同7分台】 佐村河内氏 謝罪会見が一転逆ギレ!! 関心度65%。
佐村河内	このたびは多大なご迷惑を皆様におかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。
ナレーション	長かった髪をばっさり切るなど、以前とは別人の姿で会見に現れた佐村河内守さん50歳。会見の冒頭では、17分間にわたり迷惑をかけた相手の名前を挙げ謝罪。その後の質疑応答では。
佐村河内	新垣さんを名誉毀損で訴えます。 どういうことですか？ どういうことですか？ そういうふざけたことは止めてもらえませんか。
ナレーション	と、感情を露わにし、逆切れする場面も。 さらに、一番ヒートアップしたのが新垣隆さんへの反論。
記者	新垣さんは会見で「ずっと聞こえていたと思う」という発言をされましたが、そのことについてはどのように思われますか。
佐村河内	耳に関すること、すべて新垣氏は嘘を言っている、全くの嘘です。ありえません、科学的に。 電話をしてこういうことをしゃべったとか、テープが出来上がった後に一緒に聞いたとか、ここを直してくれとかいったとか書いてありましたが、一度もありません。嘘です。新垣さんの嘘です。
記者	ということは、新垣さんが嘘をついていると、断言しているということですよね。
佐村河内	はい、あの、新垣さんを名誉毀損で訴えます。
ナレーション	と、謝罪会見から一転、思わぬ展開に。 そして、新垣さんが作曲した曲についても。
佐村河内	何百万もかけて新垣氏にお金を支払って、私が事細かに全体の設計図、内部の事細かな構成図を作って、新垣氏に音符を書いて完成させたのが「交響曲第1番HIROSHIMA」です。 〈中 略〉
ナレーション	今回の会見を受けて、新垣さんは 「私が謝罪会見や『週刊文春』の手記で述べたことは、すべて真実であり、それらを変更することはありません」とコメントを発表し、真っ向から対立。 佐村河内さんはこの会見でテレビに出るのは最後と発言していましたが、この騒動、まだまだ続きそうです。

ナレーション	さて、このあとスタジオのおまかせトピックスでは、佐村河内さん緊急会見の舞台裏、さらに聴力検査に新事実など詳しく紹介します。
--------	---

■スタジオ部分（大きなパネルの前でのやりとり。和田アキ子氏、安東弘樹アナウンサー、タレント、お笑い芸人ら8人が登場）

発言者	発言内容等
安東アナ	【0時28分過ぎ～】 佐村河内氏が語った偽ベートーベンの真実、会見で気になったクエスチョン、「はてな」をおまかせ流、徹底取材です。
和田	えー。
安東アナ	佐村河内氏が語った真実、聴力の再検査について「私の耳の症状は音が歪んで聞こえるという障害です。音は分かるんですけども、言葉として聞き取れない、天地神明に誓って」。
和田	「天地神明に」って、何回も言うのよね。
安東アナ	「今までも、今も、今からも私には手話通訳の方が大切に必要存在です」と。
和田	でも、面白い話があるよね。
安東アナ	はい、そうですね。で、実際会見場には、その佐村河内氏から見える所、ここですね、こちらに手話通訳の方がいらっしゃって、その記者の質問を、手話通訳を介して佐村河内氏は答えるというスタイルになっていました。
和田	うん。
安東アナ	そこで佐村河内氏は、マスコミに再検査の診断書を配付しました。
和田	これもすごいよね。
安東アナ	そうですね、この赤いところですね、聴力検査の値がでているんですが、A B R検査ですね。
和田	これこそアップにすればいい。
峰	アップになってる。
安東アナ	右40dB、左60dBですね。
和田	これよくわからないんだけどね。
安東アナ	このV波確認というのが、音を確認、その記憶しました、音を認知しましたよ、ということですね。このデシベルになると、この音域において音を感じている脳波になっているということです。 その右なんです、聴覚障害の状態および所見、これ右左、デシベル書いてありますが、これは自己申告です。自己申告でボタンを押してという、その値です。で総合しまして、総合所見、上記結果により「聴覚障害に該当しない診断します」というふうに書いています。

T	ということは、聞こえてるってこと？
A (女性タレント)	これって、私ちょうどたまたま先週聴覚検査したんです、クリニックに行って。で、正直言ったら、ほんと嘘つこうと思えば、ずっと押さなければいい訳じゃないですか。で、骨から聴き取る方法と耳のやつ、両方やったんですけど、どっちも自分でボタン押すだけだから、嘘つけるし、逆に一番大きい音でも、すごいちっちゃい音で検査されるんですよ。なので、多分一番大きい音が聞こえていたら、会話は私の中では聞き取れるのかなって思っちゃいました。分からないですけど。
和田	だから、そういう障害とは該当しない、なんかレベルあって、2級のもらってたんだけど、ね、返還したってけど。
安東アナ	言っていましたね、返納しました。
和田	返還したから、いいだろうみたいな言い方だからね。1級から6級まで障害がその・・・。
安東アナ	7級までですね。
和田	7級まで、その6級までも該当しないんですよ。
安東アナ	聴覚は6級までです、聴覚障害に関しては6級までで。 〈中 略〉 【0時31分過ぎ〜】 (「騒音の大きさ一覧表」と題したフリップが出される) デシベルって、どういうことかといいますと、佐村河内氏は40、60という数字がさっき出てましたけれども、この60というのは普通の会話が聞こえるという、で、この30dBがささやき声。ですから、この佐村河内氏は、それぞれ51.3、48.8ということで、この間。いわゆる普通の会話は完全に聞こえるんですね。
和田	診断ではね。
安東アナ	診断ではそういうことになっていますね。
T	でも、なんか違う。歪んで聞こえるんでしょ？
和田	歪んで聞こえるって。
A	でも、手話通訳の方が必要だったんですね。
和田	って、自分でおっしゃってた。これからも必要って。
安東アナ	今も、今からも、今後もって。
和田	天地神明に誓っててだから、S君、なんていう顔を今。
S	え？ 天地神明・・・。 〈中 略〉

安東アナ	<p>【0時32分過ぎ～】</p> <p>では、実際に佐村河内氏の耳の状態はいかにということで、再検査の診断書を専門医が徹底チェック。日本聴覚医学会の原晃理事長。この原理事長、医師歴36年の大ベテラン、これまでに500人以上の聴覚障害者を診察、日本を代表する聴覚検査のスペシャリストでいらっしゃいます。診断書にある2種類の聴力レベルから先ほど見ていただきました。</p> <p>判断すると、佐村河内氏の聴力は、ひそひそ声が聞こえるか聞こえないか程度の聴力で、通常の会話は比較的良好に聞こえているはず。そのため、手話通訳は必要ないと思われる。</p>
和田	それを、ほんとテレビ朝日に出演された望月先生がはっきりおっしゃってた、記者会見の時に、生放送中。この方、聞こえてますって。
安東アナ	また、注目すべきは語音による検査という項目なんですけど、語音による検査、自己申告制なんですけど、ヘッドホンから流れるひらがなをどの程度正確に聞き取れるかを測る検査なんです。
和田	ワニとカニみたいな。
安東アナ	<p>まあ、そういうことですね。</p> <p>で、佐村河内氏は聴力レベルがおおよそ50dBあるのにもかかわらず、ここポイントなんですけど、こちら、語音による検査の結果、右71%、左29%、こういう数値、これは自己申告制、自己申告制で数値は極めて低いんです。通常は80%から90%なので、それに全く届いていないので低いと。</p> <p>その原因として考えられるのは、通常50dBだと聞き取れるはずなのによってことですね。聴覚ではなく、脳の中樞に何らかの異常がある可能性、さらには詐聴の可能性。</p>
和田	詐聴ね。
T	正直じゃないってこと？
和田	脳のほうか・・・まあね。
安東アナ	聞こえていないか、明瞭に聞こえていない振りってことですね、の可能性があるということですね。ただし、診断書の脳波検査の結果を見る限り、佐村河内氏の脳に異常があるとは非常に考えにくいので、詐聴の可能性が高いのではないかと。
和田	これからどうやって生きていくんだろう。
S	ここまでいっても、嘘ってなんないんですか？
和田	嘘なのよ。
S	嘘ですよ。
和田	バレたっていったから、本人。
安東アナ	<p>まあゴーストライターののことはそうですね。</p> <p>ただ、聴覚に関しては、本人も音は分かるけれど、言葉としては聞き取れないということで、聴覚そのものより、もっとあるということ佐村河内氏は言っているということですね。そこが嘘かどうかはちょっと分からない。</p> <p>まあただ、その原先生いわく「嘘の可能性は高い」というふうにおっしゃっていた。</p>

S	その脳波検査の結果を見ると、それも考えにくいってことでしょ？
安東アナ	そうですね。
和田	そうそう、脳は嘘つけないというか、反応するらしいの。 だから、今現在、その障害者手帳をもってる方が、今度再検査の可能性とか出てくるから、その時間とかね、そういうことの方がこの人の投げかけた問題。その障害者年金もらってないっていうけど、税金とかすごく安くなっている場合があるわけよ、ほかの税金とか。そういうこと考えて、よくもこんな髪の毛長くして髭でね。
安東アナ	まあ、まあ、まあ、そうですね。
和田	本当に、それがちょっと。
安東アナ	はい。ただ、これも原先生が言ったんですけど、原先生は今回の会見とかを見てではなくて、あくまで、あくまでこの診断書だけを見て、これだけに基づいての判断ということなので。
和田	それでもこういうふうに出たわけだからね。
安東アナ	はい、実際に佐村河内氏を見た訳ではないので、そこは断言できないんですが、あくまでこの診断書に基づくと、こういう可能性があるということですね。
和田	だって、最初新垣さんの時も、バレたら僕は自殺しますとか言ってたから、みなさん抑えていたもんね、ちょっと。あんまり追い込めてもさ、マスコミが。
T	そう言ってましたよね。
安東アナ	さらに会見場にいた芸能記者が、手話通訳にまつわる佐村河内氏VS記者の知られざる戦いを『おまかせ！』に暴露。 東京スポーツの文化部佐藤記者ですね。
和田	それがでてきたらいいけど。
安東アナ	実は記者たちは、佐村河内氏の耳は本人が語っている以上によく聞こえていて、手話通訳は必要ないんじゃないかと疑っています。
和田	記者がそういったのよ、おもしろかった、これ。
安東アナ	そのため、会見ではある記者が佐村河内氏に近づき、「色紙に文字を書いて」と手話通訳を介さず会話に挑みました。結局、すぐそばでこちら側に手話通訳の方がいらっしやるので、結果、そのシーンは会場の記者たちが固唾をのんで見守りました。 記者の仕掛けに対する佐村河内氏の反応とは。ちょっとビデオでご覧いただきたいです。こちらご覧ください。
一同	えー。
K	みんなが仕掛けたんだ。

(VTR 46秒)

ナレーション 今回の謝罪会見では、記者との会話はすべて手話通訳者を介して行われました。しかし、中にはこんなシーンも。こちらのフジテレビ某番組で活躍するアナウンサー。筆跡鑑定を依頼し、壇上で実際に字を書いてもらうことに。すると。

申立人 字を見せていただいていたいいですか？

フジのアナ はい、もちろん。

申立人 はい。

フジのアナ ペンがよろしいですか？ それともマジックがよろしいですか？

申立人 あっ、ペ、細いほうで、細いほうで。

ナレーション なんと普通に会話が成立。これには手話通訳者も、思わず…この表情でした。

安東アナ はい、ということで。

和田 「細いほうで」って言ったよ。

S 聞こえる、聞こえないもそうですけど、詰め甘い、詰めが甘い。

K 「じゃあ」って言ってましたからね、「じゃあ細いほうで」。

Y 太い方で書けば、みんな見えるのにね。

T どっちでもいいねん。

和田 それはどうでもいい。でも私が聞いたときの、また違う局で見たときは、「えー、今、手話の人終わっていないのに話しましたね」って言ったら、「何ふざけたこと言ってるんですか」って、すごい怒ってた。でも、今のは初めて見た、えー、答えてる。

T 佐村河内さんも、なんか気使われて、ちょっと優しい感じで「じゃあ、細いほうで」みたいな感じでしたからね。

安東アナ ただ、佐村河内氏は、普通の会話は読唇術、唇を読んでと言う話もしていたので、何とも言えないんですけどね。ちなみにすいません。この診断書なんですけど、私、こちらの脳波を感じているのをV(ヴィ)波と申し上げましたが、実は数字の5です、「ごは」でした。ヴィではなく5波、第5波ということで、ヴィではないということです。

和田 でも、口を読んでいても、手話の人もそうだったけれど、さっきのあのアナウンサーの方が筆跡鑑定をお願いしますって言って、太いほう、細いほうって、普通、口を読んで（間をおいて）じゃあ、細いほうでって、これぐらいにあるのに。

S 一発目は正面向いて、なってますからね。

和田 じゃ、太いほう、細いほう、直ぐ来たね。ってことはすごい読むのが早いんだね。奥さんもすごいね、そういう会話でずっとやってらっしゃる。

〈中 略〉

安東アナ	<p>【0時40分過ぎ～】</p> <p>さあ、そこで素朴な疑問です。 佐村河内氏が新垣氏を名誉毀損で訴えたら、どっちが勝つのか？ 弁護士歴35年の大澤先生にうかがいました。 新垣氏は名誉毀損にならない可能性が高い。佐村河内氏は数々の嘘で、すでに名誉が著しく低下しており、電話をしていた、テープを聞いていたなどが仮に嘘であっても、佐村河内氏の名誉が傷つけられたとは考えにくい。私からすれば、主犯が実行犯に罪をなすりつけているようにしか見えない。真実を告発した新垣氏を許せないという私的な感情に過ぎないと裁判所も判断するはずですよ。 さあ、この張りつめた空気の中、あなたは気付いていたでしょうか？ 緊張の謝罪会見で起こった〇〇の回数、12回。</p>
峰	12回。
和田	頭下げたやつ？
安東アナ	12回何が起こったかというと、会見中、報道陣たちから起こった笑いの回数。
A	なんで？
和田	だから、今みたいのものもあるんじゃないの。
K	おかしいことが起きたんでしょうね。
T	12回も受けたんですか。
和田	何だろう。
安東アナ	例えば、とある記者が佐村河内氏に長めの質問をしていました。佐村河内氏が質問に答え始めるも、これがまさにアッコさんが言っていた「まだ、手話通訳が終わっていませんよ」ってことですね。
K	ありましたね。
和田	そうなのよ、まだ普通だったら。
T	まだ手話している最中に答えてしまった。
和田	そう、そう、そう。
安東アナ	で、ここで会場が笑いに包まれました。
和田	うん。
S	「まだ手話通訳終わってませんよ」の突っ込みがね、また間がよかった。 〈中 略〉
安東アナ	<p>【エンディング部分 0時50分～】</p> <p>すみません、補足させてください。 先程から、記者があの手この手で手話通訳要らないんじゃないかということで、いろいろ試してましたけども、実際に50dB程度の聴力の方、聴覚障害がありまして、そう</p>

和田	<p>いう方も手話通訳があると助かるということも実際あるそうです。 ですから、記者たちがここまで疑うのは、あくまでほかの部分で佐村河内氏が今まで嘘を重ねてきたので、こうやっているんなあの手この手で調べようとしたということですね、そこは。</p> <p>手話が必要な方もいらっしゃるということですね。 いやもうこれでね、よそでもう全然話す気もないです。とにかく来週も元気にお会いしましょう。せーの、アッコにおまかせ！</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----	--

V 申立人の主張と被申立人の答弁

委員会に提出された書面やヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁は以下の内容と認められる。

	申立人	被申立人(TBS)
基本的主張	<p>■「佐村河内氏は謝罪会見の時に普通に耳が聞こえていたのではないか」というテーマに焦点をあて、「手話通訳も介さずに記者と普通に会話が成立していたのだから、健常者と同等の聴力を有していたのに、当該謝罪会見では手話通訳を要する聴覚障害者であるかのように装い会見に臨んだ」とする虚偽の事実を一般視聴者に伝えた。申立人の社会的評価を大きく低下させるもので、名誉権を不当に侵害するものである。</p>	<p>■放送内容は、重大な社会的関心事で聴覚障害者に対する誤解や誹謗も生んだ申立人の聴覚障害についての検証と論評で、「悪意のある編集」などによって申立人に聴覚障害がないと断定したものではない。放送に申立書が指摘するような誤りはなく、申立人の名誉を傷つけたものではない。</p> <p>■番組は、日本聴覚医学会理事長の原晃医師から得た、診断書から導き出される申立人の聴力についての一般的評価を伝えたものであり、申立人に聴覚障害がなく会見で手話通訳者が不要であったと断定したものではない。</p>
公共性・公益性	<p>■軽々に詐聴であるとか、手話通訳が不要などと指摘していることからして、初めから申立人たたきの番組構成がされたことは明らかで、公共性、公益性は認められない。あら探しのように不自然な箇所を探して、それだけを報道することに公共性・公益性はないと思う。</p>	<p>■謝罪会見は、申立人が自らの意思で開いたもので、多くの人々の注目を集めたという点で公共性は高く、公益性もあった。真実性の表現も十分に行ったと考える。</p>
放送において問題とされる点	<p>① 「筆跡鑑定」のシーン</p> <p>■記者がペンを渡すシーンのVTRで「ペンがよろしいですか？ マジックがよろしいですか？」という質問に申立人が「細いほうで」と即答すると、「なんと、普通に会話が成立！」、「これには手話通訳者も思わずこの表情でした」とナレーションが入った。この前にペンの使用に関するやり取りが手話通訳者を介して行われ、申立人は質問の意図が既に分かっていた経緯があり、手話通訳を介さずタイミングよく答えたとしても、何の問題もないシーンだった。前段のやり取りを意</p>	<p>■このシーンの後にも、申立人が手話通訳者を見ることなく記者と会話し、手話通訳者が自分を見るように促す仕草も確認された。こうした状況を確認したことから、申立人が手話通訳者を介さなくても質問内容が理解できるのではないとかと疑問を持ち、その象徴的な場面として取り上げた。意図的に前段部分をカットして、申立人が手話通訳者を介さず普通に会話が出来たように見せたものではない。</p> <p>手話通訳者を介さずに会話が成立したのではないかと思わせる部分は</p>

<p>放送において問題とされる点</p> <p>図的にカットした不当な悪意ある編集である。</p> <p>② 女性タレントの発言</p> <p>■診断書における純音聴力検査は本人の意思に左右されない脳波による ABR 検査だったのに、その事実を全く説明しないうえ、女性タレントが「私も先日聴力検査をやったが、聞こえない振りをして嘘をつこうと思えばごまかせる検査だった」旨の発言をした際にも、訂正や補足説明がなかった。視聴者に対して「申立人の聴力検査は同人の意思でどのようにでも嘘をつけるような検査だった」と誤解させる内容である。</p> <p>③ 「60dB 普通の会話は聞こえる」という説明</p> <p>■感音性難聴の障害に関して明らかに誤った情報を伝えるもので、申立人だけでなく申立人と同様の感音性難聴の障害に苦しむ人々に深刻な悪影響をもたらす。</p> <p>④ 原医師の見解 (手話通訳)</p> <p>■申立人側の質問に対して原医師は、謝罪会見における申立人の状況をふまえれば、記者との間で手話通訳を介した意思疎通をしたことは不合理ではない旨回答し、また、TBS の取材に記者会見の際に手話通訳を使用したことが不自然だなどとは何ら言っていない、とも回答している。</p> <p>(詐聴)</p> <p>■純音聴力検査と ABR 検査の結果</p>	<p>他にもあった。</p> <p>■「純音聴力検査」と「ABR 検査」は全く別の検査で、前者は自己申告によるもの、後者は脳波を使った被験者の意思を反映しないものである。女性タレントの発言も自身が経験した自己申告による「純音聴力検査」を念頭においたもので、申立書は 2 つの検査を同一のものとして意味不明の主張を展開している。</p> <p>■番組は申立人の「純音聴力検査」の結果の数値が、どの程度の大きさの音を聞き取れるものであるかを具体的に示すため、地方自治体で使われている音の大きさを示す指標を紹介した。申立書は「感音性難聴の障害者に関して明らかに誤った情報を伝える」としているが、番組は「純音聴力検査」について検証したのであり、「感音性難聴」についてではない。</p> <p>■原医師に見解を求めたのは診断書についてであり、記者会見という特殊な場面において「手話通訳者が必要だったのか」などの見解は求めている。大きな騒音の中では健常者でも会話が聞き取りにくくなるように、会見に立ち会わず、その状況を知りえない原医師に見解を求めることは意味をなさない。</p> <p>■原医師から純音聴力検査と ABR</p>
---	--

	<p>が一致していないという原医師の指摘から申立人の聴覚障害が詐聴との結論は導けない。原医師がTBSの取材に申立人の聴覚障害が「詐聴」だと回答していないことは明らかである。</p> <p>仮に、診断書も申立人の詐聴によるものだと主張するのであれば、診断書を作成した医師に直接取材すべきであり、申立人を診察したこともない原医師の見解をもとに申立人の聴覚障害が詐聴だとする主張は何の論理性もなく失当である。</p>	<p>検査の結果が合致していないという指摘を受けたが、この結果のみをもって詐聴の疑いがあると指摘するのは困難と考えた。</p> <p>一方、自己申告で行われる語音聴力検査については、原医師から、純音聴力検査の結果と一致せず、左耳だけが極めて悪いが、その原因と考えられる脳の中樞の異常がみられないというとの指摘があり、「詐聴」の可能性を指摘した。しかし、「詐聴」と断定したのではなく、申立人に感音性難聴の可能性はあることは指摘している。</p>
<p>申立人が受けた被害</p>	<p>■申立人は感音性難聴によって、日常生活で重大なハンディキャップを背負っていたが、本件放送によってその苦しみを否定されたうえで、反対に「聴覚障害を装っている者」として扱われた。申立人の精神的苦痛と今後の社会生活上の支障がどれだけ重大なものか理解すべきある。</p> <p>今後手話通訳を介して会話を試みる度に「いまだに聴覚障害を装っているのか」と社会から後ろ指を指され続けた生活を送らざるを得ない状況になっている。</p>	<p>■申立人は「謝罪文」で「3年前くらいから、耳元ではっきり、ゆっくりしゃべってもらいと、こもってゆがむ感じはありますが言葉が聞きとれる時もあるまでに回復していました」と述べた。しかし、謝罪会見では「結果的に健常者と同じように聞こえていると多くの方が理解しており、手話通訳者も必要ないのに依頼しているという誤解につながりました」と「謝罪文」の内容を事実上修正した。これが申立人の聴覚障害について更なる憶測を呼んだ。</p> <p>■専門家の見解を得たうえで放送しており、申立人に感音性難聴の可能性はあることは繰り返し伝えている。</p>
<p>社会に与えた影響</p>	<p>■申立人と同様に感音性難聴の障害を持ちながら苦労して社会生活を営んでいる人たちに対して、難聴の障害に対する誤解という重大な悪影響を与える結果になっている。視聴者に対して「50dBや60dB程度の難聴であれば普通に会話は聞こえているはずだ」、「この程度の聴力で手話通訳を介したり、聞こえないと言っている人は、聞こえない振りをしているだけだ。難聴の障害を装っているだけだ」との誤</p>	<p>■聴覚障害者が誤解や中傷を受けた根本的な原因は、申立人の一連の言動にある。申立人が聴覚障害を乗り越えて作曲したとしたことから、多くの人々の称賛を得たが、それが偽りであったとすれば障害を利用したことになる。申立人の聴覚障害に対する疑問が生じたことで、同様の疑いが他の聴覚障害者にも向けられた。</p> <p>申立書の主張は、聴覚障害者に対して生じさせた誤解や中傷の原因が、一</p>

	<p>解を与えるものである。</p> <p>■申立人のような難聴の障害者に関する誤った報道が本件放送等によって世間に広まったことを懸念した特定非営利活動法人、東京都中途失聴・難聴者協会が「佐村河内氏の聞こえに関する問題についての声明」と題する異例の声明を発表した。</p>	<p>重に謝罪会見を報じたメディアのみにあるとするもので、申立人の責任を転嫁するものであると言わざるを得ない。</p> <p>■聴覚障害には大きな個人差があり、番組が申立人の聴力を検証することによって、聴覚障害のある人々に対する誤解や中傷が引き起こされることを懸念した。このため、申立人の聴覚障害を断定的に伝えることを避けると同時に、最後の部分で「実際に50dB程度の聴力の方、聴覚障害で実際に手話通訳があると助かるということも実際にあるそうです」とアナウンサーがコメントし、申立人が手話通訳を必要とする可能性に言及するとともに、聴覚障害者に対する誤解を生じさせないための配慮をした。</p>
<p>局 へ の 要 求</p>	<p>■事実と異なる放送だったこと、不当な悪意ある編集が行われたことを認めて申立人に謝罪し、その謝罪と訂正を当該番組や複数のニュースで放送すること。</p>	<p>■放送に申立書が指摘する誤りはなく、申立人の名誉を傷つけたものではないから、謝罪・訂正の必要はないと考える。</p>

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内 容 等
2014年 3月 7日	佐村河内氏が謝罪会見
3月 9日	TBSが本件放送
5月16日	佐村河内氏がTBSに「苦情申し入れ」送る
6月13日	佐村河内氏が再度「苦情申し入れ」送る
7月 4日	TBSが佐村河内氏に回答の書面を送る
8月26日	佐村河内氏が「申立書」を委員会に提出
9月30日	TBSが「経緯と見解」を委員会に提出
10月21日	第213回委員会 審理入り決定
10月30日	TBSが「答弁書」を提出
11月14日	申立人が「反論書」を提出
11月18日	第214回委員会 審理
12月 5日	TBSが「再答弁書」を提出
12月15日	論点、質問事項打ち合わせ
12月16日	第215回委員会 審理
2015年 1月20日	第216回委員会 審理
2月17日	第217回委員会 審理
3月17日	第218回委員会 審理
4月 8日	論点、質問事項打ち合わせ
4月21日	第219回委員会 審理
5月19日	第220回委員会 ヒアリング、審理
6月16日	第221回委員会 審理
7月 9日	第1回起草委員会
7月21日	第222回委員会 審理
8月 7日	第2回起草委員会
8月18日	第223回委員会 審理
9月 1日	第3回起草委員会
9月15日	第224回委員会 審理
9月29日	第4回起草委員会
10月13日	第225回委員会 審理、「委員会決定」案を了承
11月17日	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武則
委員長代行	市川 正司
委員	紙谷 雅子
委員	城戸真亜子
委員	曾我部真裕
委員	中島 徹
委員	二関 辰郎
委員	林 香里